

カール・ランプレヒト

『中世におけるドイツの経済生活—「結語」—』

監訳 森 宜人

訳 東風谷太一／志田達彦

Karl Lamprecht, “Schluß”, in : ders., *Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. Untersuchungen über die Entwicklung der materiellen Kultur des platten Landes auf Grund der Quellen zunächst des Mosellandes*, Leipzig 1885-1886

Durchgesehen von Takahito Mori

Übersetzt von Taichi Kochiya und Tatsuhiko Shida

カール・ランプレヒト
『中世におけるドイツの経済生活 — 「結語」 —』

森 宜人 監訳
東風谷太一・志田達彦 訳

Karl Lamprecht, “Schluß”, in : ders., *Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. Untersuchungen über die Entwicklung der materiellen Kultur des platten Landes auf Grund der Quellen zunächst des Mosellandes*, Leipzig 1885-1886

Durchgesehen von Takahito Mori
Übersetzt von Taichi Kochiya und Tatsuhiko Shida

目 次

カール・ランプレヒト『中世におけるドイツの経済生活 —「結語」—』.....	5
監訳者あとがき	44

歴史的な生活は、植物や動物と同様に、その外的な現象形態から切り離して考えることはできない。歴史的な生活は、特定の諸有機体を突き動かす動力であるばかりか、そもそも、それら有機体を相互に結びつけ合おうとする結合力そのものなのである。

科学的研究は、本来、このような歴史的な生活をその総体として再現することはできず、かつ分析的に説明を行うこともできない。科学的研究は、有機体の諸要素しか取り扱うことができないのである。科学的研究は、それら諸要素の構成および構造、それ自体の行動、そして有機体のその他の部分との関係におけるその行動を説明しようと試みてきた。科学的研究には、生活そのものを把握する力がない。すなわち、それがこれら諸要素をいかにして1つの総体へと結びつけているのかを理解することが科学的研究ではできないのである。

しかしながら、歴史学の領域では、歴史研究よりも歴史叙述が上位に位置する。歴史を叙述する者の芸術家的な課題とは、共感によって、歴史的諸有機体の生を永遠の現在に呼び起こすことである。生と学問、すなわち、かのしばしば和解不能とみなされてきた対立関係が、真の歴史的観照のより高次の統一体へと結合され得るのは、歴史研究においてではなく、歴史叙述においてのみである。

しかし、歴史研究の領域というこの目的を果たすための第一段階においてすでに、いかに多くの困難が立ち現れてくることか。もっとも、テーマに恵まれたり、幸運にも編纂作業で成功を収めたりした場合には、歴史研究がそれ自体の枠を越えて、ある種の歴史叙述へと高められることも珍しくなかるう。しかしながら、このような越境と、制約を受けない叙述と方法論上の検証との間の、この越境に結びついた揺れに耐え得るような、真に歴史的な関心を喚起する対象はきわめて少ない。個々の事象の推移が複雑になればなるほど、また任意の有機体の歴史的推移における個々の機能系統の相互関係が活発であればあるほど、叙述と研究とを取り持つ隘路の上を確実に歩み続けることは、ますます困難となる。

われわれが今方締めくくった研究において取り上げたのは、根源的な構成に関しても、またその後の歴史的な発展に関しても、等しく複雑な有機体である。その物質文化の総体は、その展開過程において、無数の自然的諸条件に左右される。経済、法、そして国制における、この物質文化の部分的発展は、ほとんど看過し得ない恒常的な相互作用を及ぼし合う。そのうえ、その相互作用に対しては、社会階層の不断に再編される特質が、つねに大きな影響を与える。そしてこれに劣らず、最後に、信仰と学問、詩作と芸術における精神文化のあらゆる成果が、物質諸力を規定する。これら全てが織りなす関係のラビリンスのなかに、研究と叙述の両側面から敢えて同時に分け入ろうとする者がいようか。ここでは、体系的な研究にとっての唯一の方法をとることが適切である。すなわち、研究の出発点をめぐって試行錯誤を繰り返し、ドイツ人の土地のさまざまな地域において並行して起きた発展系統に関するあまたの調査を行ったのちに初めて、歴史叙述の意味における発展経過の描写が可能となるであろう。

したがって、われわれの課題は、任意の土地における物質文化の歴史のなかで特定の発展系統を分析的に追求することであり、その上で、研究の内容を次のように整理することであ

た。すなわち、少なくとも、個々の描写の配置のなかにおいて、のちの純粋な歴史叙述の確立に繋がり得るような、物質文化の発展の、かの主要な諸段階が際立つように整理することである。このような観点から、最も古い時代の状態を確認したのちに、フランク諸部族法に基づき、初めに自律的な経済諸力の発展に言及した。すなわち、とりわけ個々の諸力と団体的な結合を通じて緒についた定住、人口増加、そしてマルク共同体Markgenossenschaftと農業制度における彼らの独立的な経済組織である。中世全体を通じて支配的であった国民的な経済活動の推移を内包するような自立的な諸形態の概観が得られると、自ずと次のような疑問が生じた。すなわち、このような経済活動の帰結が、ラント文化の特質と水準の高さにおいて、果たしてどのように現れたのであろうか。その答えは喜ばしいものであった。すでに8/9世紀には、個々の民族成員の持続的な活動に基づく経済諸力の多くが蓄積された。そして、その水準は12/13世紀に、よりいっそう高まった。これらの経済諸力はいまや秩序づけられなければならなかった。しかるのちに、初めて完全に有用なものとなったにちがいない。これはすなわち必然的なことであり、卓越して精神的な性質を有する人びとと、社会的に特に高位の権力者たちが自然と経済的に優位に立つようになった。こうして、ラントの文化に関する論究は、すでに力強く結集した民族固有の経済諸力を基盤として発展したにちがいない権威諸形態の考察へと達した。ここでわれわれは、8/9世紀の自然経済の時代に即して、特に大土地所有の問題に立ち向かった。われわれは、もっぱら大土地所有に支えられた疑似政治的体制の形成を、そして国民国家の解体にともなう領域国家の諸高権の形成を辿った。そこからわれわれは、近代国家の発展へと至る最初の偉大な一歩がグルントヘルの組織に存したことを認識したのである。

一連のわれわれの部分的考察によって、いまや歴史的な発展全体の主要な諸特性が姿を現したが、それによって提起された問題をさらに追求することは魅力的である。これまでの部分的考察においては、即物的観点からすると、とりとめもなく散在しているように思われた数々の諸事実を時系列的に整理することにより、ドイツ中世の農村部における物的発展の一般像を示すことは確かに可能であろう。この一般像のなかには、局地的な、しかもモーゼル地域にのみ妥当する特性が少なからず見出されるであろう。しかし、このような欠点は、次のような利点によって克服される。すなわちその利点とは、われわれの考察のさまざまな箇所において取り扱われた共時的な諸事実を総合し、それを諸事実の相関的な説明および区分に用い、さらにそれによって全体的な発展の理解につなげることが可能になることである。さらにこのことは、数年間に及ぶ労多き研究を締めくくりにあたり、その成果を少なくとも多面的かつ一般的に立証したいという筆者の心情にも合致する。

われわれの研究の最終局面から1500年遡り、カエサルとタキトゥスの時代へと目を転じてみよう。すると、この時代には国民はまだ統一されていなかったようにみえる。いや、そもそも国民性の概念がほとんど存在しないのだ。フェルカーシャフトVölkerschaftが、ほとんど唯一の政治生活の受け皿である。平均して3万～4万人にも満たない人びとによって、個別の国家の体裁がとられていたのであろう。この状態は、3/4世紀に至るまで続いた。すなわち、既

存の政治制度の爛熟、数世紀にわたるローマ人の流入圧力に対抗して組織を結成する必要性、対立が激しかった西部においてより大きい国家的な有機体を形成する必要性が徐々に理解されるようになってきたこと、そして最後になかなく、フェルカーシャフト自体の内部において、国民的統一という意味での広範な諸連合を形成したいという希求が出てきたこと、これらが偉大なドイツ諸部族の発展へと至る時期まで、こうした状態が続いたのである。

そして、いまやこれらの諸部族は基本的に5世紀以降、500年以上に及ぶドイツ史上のあらゆる発展に影響を及ぼすこととなる。11世紀に入って初めて、国民の統一へと向かう趨勢は、ドイツという語によって確固たる言語表現を勝ち取ることになったのである。ドイツという語は、いまや、「自らの民族への帰属」という特殊な意識を表現するようになり、12/13世紀転換期に初めて、ヴァルター・フォン・デア・フォーゲルヴァイデ Walther von der Vogelweide が真に国民的な誇りを歌い上げたのである。

盛期中世のドイツ国民の形成へと至る、ゲルマン人のフェルカーシャフト時代の民族の緩慢かつ体系的な成熟は、メロヴィング朝の成立とカロリング朝の西洋における世界帝国の成立によっても断絶することなく、制約を受けたにすぎなかった。メロヴィング朝以前にこの地域を支配していた、かの強力な文化国家の統治形態にたとえ荒削りな形ででも準拠しつつ統一的な行政機構を有する王国を創設するには、メロヴィング朝の支配者たちはつねに遠く及ばない状況にあった。彼らの王国は、とりわけドイツの地では、弱まっていたとはいえ、いまだに素朴な人格的専制の特徴を明白に有していた。国王たちは、君臨はしていたが、統治はしていなかった。ドイツの諸部族は、彼らの軍門に降りしたが、臣従はしなかった。部族の固有性と部族の憎悪は、王国の中心部から抑圧されたが、根絶されることはなかった。古くからの部族の統治は存続し、ライン川の向こう岸の部族においては、フェルカーシャフト時代からの古い貴族が生き残っていた。カール大帝の支配者精神も、ドイツ国民の部族生活を国家に組み入れることはできたが、服従させることはできなかった。この間、ローマのような文化に満ちあふれた国家理念の実現という到達不可能な目標を領域国家と国民を越えて目指した彼の帝国においては、ザクセン人はアキテーヌ人と並んでフランク人と同じ権利を持ち、そしてアレマン人とバイエルン人、そしてラテン人も同様の扱いを受けた。それは、手厚い心遣いによって導かれた、5世代から6世代にわたる学習期間であった。醸成されつつある西洋諸国民は、偉大な皇帝と教育者の時代の最初期から〔その教育課程を〕一貫して学んだのである。すなわち、これらの国民が自立的な生活をする能力を与えるとともに、特有な道を歩むことになる彼らに対して、当初はほとんど理解されなかったが、数百年経つうちに非常に豊かな成果をもたらすこととなる、より高次の文化を教え込んだ時代である。カロリング朝は、急速に影響力を増しつつ、その領域を西洋の最果てにまで及ぼし、また中心から離れたイタリアおよびアイルランド=イングランドにおいて依然として生気に満ちていた古典的教養の名残に出会い、それを我が物とした。パウルス・ディアコヌス Paulus Diaconus とアルクインは、どちらも同じく皇帝を慕ってその招聘に応じた。その結果、宮廷は、まったく異なる文化環境と既存の文化環境を考

慮に入れた、さまざまな古典的=ローマ的考え方が集約される場となった。すなわち、早咲きのルネサンスが姿を現すこととなった。カール大帝はこうした努力に対して、社会的、政治的、そして文学的に生命を吹き込もうとした。彼の国家観はローマ皇帝的なものである。そして、彼の理想はあらゆる文化的な関心に開かれた高次の文化時代の国家であり、ゲルマン的な平和を固守する原初的な国家ではない。カール大帝の国家を追想しつつ形成された西洋諸国にとって、彼から与えられた遺産は計り知れないほど豊かであった。もっとも、彼の政策の実践は、なかんずくその時代の自然経済の生気のなさのゆえに失敗を余儀なくされたのであるが。中世全体を通じて教会の守護者として、物語の英雄として、そしてキリスト教的支配者たちの到達不可能な理想として、カールが現れたことは故なきことではなかった。このような状態は、時が満ちることによって生じた自生的なルネサンスが彼の理念を実現させ、可能な限りにおいてカールの国家理念を具現化するまで続いた。

これまでとは異なる視点から、のちの部族国家やフォルクスシュタート Volksstaat の萌芽的な部分形態としてのゲルマン的フェルカーシャフトの意義を完全に理解しようとするならば、われわれの国民的発展の以上のような一般的趨勢をありありと思ひ浮かべることが不可欠である。

しかし、果たしてフェルカーシャフトは、紀元前後1世紀において国家であったのだろうか。むしろフェルカーシャフトの本質は、それが移動を常とする民族の軍事的部分としてのみ捉えられるほどには軍事体制に特化していなかったのではなからうか。

そもそもこのような問いを立て得るという可能性から、われわれはフェルカーシャフトの体制内部で軍事的な観点がとりわけ大きな意味を持っていたにちがいないという事実を引き出すことができる。そして実際に、ストラボ Strabo における〔引用によってわれわれが今日知ることができる〕ポセイドニウス Posidonius の描写にみられるような、またアジア的遊牧民のごとき好戦的民族イメージへと必然的に至ったような、ゲルマン人のノマド状態をここでは別にすると、5世代後のカエサル の時代にもタキトゥスの描写にみられるように、ゲルマン人はとりわけ戦士として、また彼らの国家は軍事体制の政治的拡張として現れたにすぎなかった。

ゲルマン人の国家は民主政体であるといわれてきた。ギリシア人の政治的・技術的表現が決して低い文化段階ではなく、非常に高い次元の文化段階に属するという事実を鑑みるならば、こうした呼び方は実情にそぐわない。しかし、こうした呼び方はいまだに広範囲にわたって誤解を招いている。フェルカーシャフト的な国家が君主を戴いていたのか否かということは、この判断をする上では副次的なことである。むしろ、一貫して特徴的なことは、〔フェルカーシャフトが〕民族成員の相互の仲間関係にとどまっていることである。自由人はみな、いまだに自身がある軍事団体のゲノッセだと感じ、彼らの間ではいまだに戦士としての連帯意識が支配的であり、あらゆる国家官吏の地位はいまだに本来軍事的な性格を有する特典に基づいていた。さらにカエサル の時代には、自由人の経済的行為の少なからぬ部分は、依然として鍵働き、すなわち略奪行と戦利品の分配に基づいていた。その次に来るのは、狩猟、漁撈、牧畜による土地か

らの自然の恵みを占取することであり、そしてようやく最後に農耕が問題となる。

国民の労働生活のこうした区分は、われわれの経済発展の最古の、そしてつねに基礎となる推移を理解するための適切なイメージを生み出す。ゲルマン人は何よりも戦士であり、仕事の成果としての戦利品を戦友関係に基づきゲノッセたちの中で分配することに慣れていたので、最終的に獲得した故郷をも幸運にも勝ち取った戦利品と見なし、そしてそのように扱うという考えが彼らにとっては最も自然であった。それは、次のような解釈である。すなわち、土地は他の戦いの成果と同様に戦利品であり、フェルカーシャフトの軍隊に帰属する。あらゆる自由人、すなわちあらゆる戦士は、幸運にも手に入れた、その土地を利用する権利を有することとなる。あたかも軍隊内における一般的自由人の立場や、一般的な自由の総体、そして空気や光、水を享受するのと同じように、戦士による土地の利用は、当然彼らの間では平等であった。統率者だけが、すなわち軍事的な序列の高い貴族だけが、戦利品としての土地の分配においても優遇された。すなわち、軍隊内におけるより大きな責任とより困難な義務の遂行が、戦利品の分配におけるより大きな権利と優遇に対応していたのである。しかし、自由人にとっても貴族にとっても、あらゆる分配と権利付与は平等であった。つまり、自由とは依然として法的ならびに経済的な概念であったのだ。自由であったのは、国家体制への全面的な参与を認められ、故郷の財産を全面的に享受し得る完全な資格を持つ軍の構成員だけであった。

これが基本的な見方である。こうした見解は、土地の獲得とどのような関係にあったのであろうか。土地に対する軍の構成員の権利は、経済的にどのように効果を発揮したのであろうか。

カエサルが描写しているように、最古の時代には、一連の経済的な財における土地の固有の意義はまだまったく知られておらず、土地は他のあらゆる戦利品と同様にみなされていた。そもそも土地は、一時的な定住という条件の下で、動産として機能していた。それにしただがって、個々の権利が一切確定されないように、慎重に管理されていた。総体としてのフェルカーシャフトにのみ、すなわち自由人の軍征にのみ、土地の直接的な所有権が帰せられる。いまだ民族の領土は、私法上の意味における民族の所有物であった。この領土のなかで個々の自由人は、利用する土地を国家と軍隊の定めにしたがって1年単位でのみ割り当てられていた。個々人への戦利品の分配は、期限が定められていて、その使用後に回収された。しかし、あらゆる戦利品が軍隊の統率者から個々の戦士へすぐに分配されないように、またこんにちにおいても、より巨大な軍隊組織内部で配給が本省から直接兵卒には行われず、まずは下部組織に割り当てられるのと同じように、土地の分配は個々の自由人に対してではなく、軍事的下部組織に対してなされ、その後さらなる分配が行われたのである。この下部組織がフンデルトシャフト Hundertschaft である。フンデルトシャフトは、複数の同族の自発的な集合を通じて——しばしば単一の同族を通じてのみ——そしてその同族団体の外部にいる自由人たちがこれらの同族と自発的に結びつくことを通じて形成された適度な規模の軍団である。したがって、軍団の構成と機能は、土地利用の分配にとってはまさに十分なものであった。大規模な軍団と人民の

集会は、民族の領土の主権と所有権の保有者として、自律的に形成されたフンデルトシャフトの軍団に毎年、土地の利用を割り当てた。そして、フンデルトシャフトが、その構成員への配分を担った。その際には、あらゆる自由戦士が同等の装備をしなければならないという原理が貫かれた。

次のことは誤解しようもない。すなわち、このような慣行は暫定的なものであり、この慣行の下では、フェルカーシャフトの領域はほとんど故郷とはみなされてはおらず、その領域においては、いまだにいかなる定住地も見出されてはいなかった。しかし、カエサル戦役後の数百年の間に、ドイツ史上、こうした諸前提は解消された。ローマ人たちは、ゲルマン人の戦いと略奪とを好む気質を強固に締めつけた。ローマが動員した最大規模の、6万人の戦士たちからなる軍隊は、ゲルマン人たちを定住させるという、つねに固執されてきた政策に、有無を言わせぬほどの重点を置いた。その結果、カエサルの時代のゲルマン人にとっては想像もつかないことが起きたのである。すなわち、フェルカーシャフトはしっかりと根を下ろして定着し、故郷を持ったのである。フェルカーシャフトがいまや実際に定住するようになったということ、それ以上に自然なことなど何があるのか。

タキトゥスは、この完全な定住化をもたらした経緯について伝えている。

フェルカーシャフトは従来、戦利品として獲得された領土の私法上の所有者とみなされていたが、いまや国法上の観点が立ち現れる。たしかに、制度化されたフェルカーシャフトの集会、すなわちフェルカーシャフト全体のこの組織は、依然としてあらゆる土地に対するそのときどきの自由な裁量を保持していたが、定期的かつ規則的な土地の分配からは後退した——それは、のちに同様に派生してきた他の諸権利とともに、たとえ次第に色あせていったとしても、フランク人とドイツ人の王たちへ受け継がれた1つの高権である——。このような観点からすると、フェルカーシャフトの集会に取って代わったのは、フンデルトシャフトであった。フンデルトシャフトは従来、毎年の割替えを通じて、森林、牧畜地、そして耕地利用のために、フェルカーシャフトの領土に配されていた。いまやフンデルトシャフトは、最後の分割の際に獲得した土地の上に定住することとなった。フンデルトシャフトは、いまや所有権に基づいて土地を所有し、そしてその結果として経済的に自由な処分と相続が可能となった。もはや国家は土地所有者ではなくなった——国家は上級所有権を主張したが、それは次第に消滅していった——。いまやむしろ、フンデルトシャフトが所有者となり、また経営担当者となった。

フンデルトシャフトの土地利用の方法については、タキトゥスがいくつかの詳細な、しかし残念ながら何通りにも解釈できる情報を提供している。だが、その言葉の意味を解釈しようとしても、ゲルマン人の時代の一般的な経済状態をしっかりと考察しなければ、それは理解できない。次のことがありありと思い浮かぶであろう。すなわち、個々のフンデルトシャフトの所有域が、その規模がつねに異なっていたとしても、平均して1平方マイル未満そこそこだったこと、そして、それは森林と荒野、沼沢地に覆われていたこと、また、移り住んできたフンデ

ルトシャフトの需要を満たすためには、直ちに開墾する必要がなかったことである。土地は、住民の生活水準に全般的に適していた。彼らの生活水準が向上するにつれて初めて、労働力と資本を使う土地の改良を始めることが可能となった。そして、多くの同族の節約によって初めて、わずかばかりの固定資本が形成され、また数百年に及ぶ広範な人口増加によって、必要とされる規模の労働力がもたらされた。したがって、定住することとなったフンデルトシャフトの土地利用は当初、表面的なものにすぎなかったと考えられる。狩猟、漁撈、森林伐採、牧畜における所有的営みが前面に出てきており、農耕における生産的営みはきわめて緩慢に拡大する付属物にすぎなかった。

そして、個々人は原始生産の領域において無限に繁茂し続ける深い原生林と、また傲然と水位を増す大河の流れの不断のエネルギーに対して、果たして抗うことができたであろうか。外敵に対してフンデルトシャフトは、軍事的なまとまりのある下位組織として、すなわち戦闘集団として戦ってきた。フンデルトシャフトはこの戦いを経済共同体としても、ドイツ人が長らく原生林に住み着き、そして具現化された未開の自然の敵対的な諸力に対しても引き受けることになったのではなかろうか。

実際の経緯はこうであった。1つのまとまった領域のゲマインデ Gemeinde として、すなわちマルク共同体として、森林の動物の攻撃から家畜を共同で守り、漁撈のために共同で準備をし、そして恐らく当初は共同で開墾・播種・収穫を行っていたのかもしれない。それゆえに、マルク共同体の経済は、本質的にはある種の共同経済であった。そして、マルク共同体の個々の構成員には、その家・屋敷を除くと、いまだにいかなる確固とした財産も認められていなかったとするならば、それは上記のような状態の直接的な帰結に過ぎない。

きわめて緩慢にはあるが、さらに定住が進んだ。マルク共同体が、辺境の嫉妬深い自然の猛威に対する共闘においてさしあたり、経済活動のための住みやすい土地を勝ち取ってきたので、いまや個々人はこのような成果の基礎の上に平和に、また支障もなくその個人的な力を試すことができるようになった。個々人は、労働と資本を土地につき込むことができ、またまさにこのような営みを通じて土地に関しても、従来はなかった価値を刻印することができた。ゲノッセンシャフト Genossenschaft の労働は過剰になり、個々人の成果はますます確実なものになり、それゆえに彼らの熱意はいっそう大きくなっていった。諸個人はゲノッセンシャフトを乗り越え始めたのである。

経済発展は、なにかんづく農業体制の領域において法的な帰結をもたらさずにはおかなかった。なぜなら、まさに農耕においては——かの太古の時代においては、牧畜狩猟経済のなかではほとんど目立たなかったのだが——個々人の競争がゲノッセンシャフト的な営みを克服したためである。さて、関連する史料の最も信頼が置ける解釈にしたがうと、従来、開放耕地内部で地条は毎年、個々のマルクゲノッセン Markgenossen の間で割替えられてきた。したがって、マルクゲノッセンの耕地所有は固定的だったのではなく、その代わりに耕地利用の割当てのみが固定されていたのである。耕地の割替えは、労働と資本を通じて土地が肥沃になり、

それにともない土地の価値が多様化していくなかで、いまや途絶えた。個々人の所有は、確固たるものになったのである。それどころか、彼らは確固とした農場所有と並んで、確固とした耕地所有を手に入れた。

土地の私有！ これこそ、定住の必然的かつ最終的な帰結であった。定住がみられるようになって、国民の経済発展の最初の時代は幕を閉じたのである。土地所有権は数百年のうちに、国家からフンデルトシャフトへ、フンデルトシャフトからフンデルトシャフト成員へと移った。土地所有のこのような多様化は、なんと根源的な物質的諸関係の変化をもたらさざるをえなかったことか。

このような過程によって、当初はフェルカーシャフト国家の、次いでフンデルトシャフトの、古い分配型の経済活動が終焉を迎えることにともなう弊害はほとんどなかった。両者とも、動力を奪われた機械の歯車と同様に、しだいに衰え、錆びついて役に立たなくなっていた。ここでいう失われた動力とは、制約を受けないかつての戦士である。われわれの太古の歴史においては、農民になることと、土地所有者になることは、戦士であることと、無産者であることもしくは少なくとも土地を所有していないことと同様に、関連している。

この間に、戦士の消滅とともに古い体制の安定は失われた。古い体制は、軍事体制から発展した。その基礎は揺らぎ、ついには消滅してしまっただが、その構造はどのように生き延びることができたのだろうか。このような死滅のなりゆき全体を政治的な領域においても辿ることは、われわれの問題とするところではない。フンデルトシャフトが土地分配を行うようになり、それとともに政治的中心地のあらゆる経済的機能が失われてからは、政治体制の発展は、間接的にしかわれわれの興味を引かない。しかし、フンデルトシャフトに関して、この間の事情はいかなるものだったのであろうか。

フンデルトシャフトは、そもそも軍団であった。それにとどまらず、それは同時に司法制度の末端を担っていた。外敵からの同胞の防衛に寄与する戦士には、同胞たちが国内で遭遇する腐敗からも彼らを守る権利と義務があった。フンデルトシャフトの構成員は外部に対してと同様に、内部に対しても平和の維持に努めたのであり、戦士であると同時に裁判人でもあったのだ。軍事体制と司法体制は不可分であった。それらは同じ枠組みのなかにあり、各軍事単位は同時に司法単位でもあった。フンデルトシャフトも同様である。そしてこの制度の基礎は、自由民たちの同胞的平等にあった。いまやフンデルトシャフトはマルクであり、それはつまり経済的共同体であった。したがって、経済の領域でも同胞的平等が同等の権利と同等の特権、すなわち、すべてのマルク共同体構成員の経済的平等という前提を提供したのである。この経済的平等は、マルク共同体の土地分配機能に基づいて維持されてきた。そして、平等であり、かつすべての自由〔人〕戦士の息子たちに同等の規模で相続可能な土地利用に対する、あらゆるマルク構成員の要求のなかに、経済的平等の顕在化がみられた。今や土地の私有が登場した。そしてここで言及した要求権は、その意味を喪失するほどまでに色あせることとなった。経済的平等とともに同胞的平等も、つまり原初的國家の基盤が途絶えたのである。われわれは、こ

の過程の上向的帰結を考察すること、すなわち政治的制度的変化の必然性について観察することを、ここでは脇に置いておく。しかし、フンデルトシャフトにとって、以上の発展により、またフェルカーシャフト時代の終焉および部族時代の開始とともに生じた土地私有の影響下で、軍事的・司法的・経済的な給付と利害の古き調和が永遠に崩れ去ったことは疑いを容れない。

こうした変動の影響は、しかしさらに深く、あらゆる慣習的共同生活の最深部をなす同族と家族にまで及んだのである。

フェルカーシャフト時代の国家は、さまざまな観点からみて、いまだ若々しく、未完成な特徴を示していた。政治的共同生活の目標および目的は、ようやく大雑把にその輪郭が認識されてきた。つまり、国家の営みのほとんどが内外に対して平和を維持することに尽き、個人の非常に強い我意に対しては、国家内部における秩序維持の原理は、いまだ効力を持たなかった。その領域内部での一族関係の重要さほど、ゲルマン人国家のこのような原初的な特徴をよく表すものはない。国家が同族的結合と対峙し、それよりも弱体であった時代はまだ完全に忘れ去られたわけではなかった。それどころか紀元5世紀に至るまでの同族の秩序と生活様式においては、国家的系譜上の共同生活の最古の形態を、近代国家的諸機能の緩やかな組織を通して、わずかにうかがい知ることができる。

かつて、同族は国家であった。血の繋がりとという自然な力は、まずもって個々人の荒々しい激情を制御し、弱者を保護し、強者には対抗した。生存を促進するあらゆる諸力、すなわち規範的で物質的な諸力は、かつて同族の保護下にものみあり、また、同族は外部に対する、すなわち同族に属さないあらゆるよそ者に対する個々人の関係を支配し、内部における、司法上の強力な刑罰権を発展させた。また、物質的財の分配と相続を管理していた。同族は外部に対しては法的・政治的団体を、内部に対しては法的・規範的、かつ経済的な団体を形成した。

これらの団体の影響力は、それが制約され不明瞭なものであったとはいえ、軍事的な部族国家の生成後においてもなお、さらには部族的体制内でさえ、存続したのである。ここにわれわれは、少なくともフランク人の土地においては、家族および直近3世代にわたってそれを取り巻く親族によって秩序付けられた、同族を見出すことができる。最終的にはまさにかつての強固さを継承する核になるようなものとして、同族のなかから、両親と子供という形で家族が姿を現すのだが、いまだ家族の周りにはそれを保護する外皮として、またそれを守るニンブス Nimbus として直近3世代のジッベ Sippe が存在する。そして、同族のこのような秩序のために、古き政治的・系譜的団体の残滓が依然として存続している。ここに至ってもまだ、新しい国家が育成と監督を一手に引き受け、完全な権利保証と個々人に対する片務的な保護を担うことは叶わなかった。まさに最も危険な状況が訪れた場合には、なお同族が国家と個人の間を取り持ちつつ現れるのである。また、そのために、かつての団体形態のすでに色あせた諸機能を、すなわち対外的な法団体としての諸機能、対内的な慣習団体としての諸機能、そして最後に経済団体としての諸機能を同族は引き受けた。こうしてさしあたり同族は、ジッベ成員外の者との訴訟においては、当然、同族成員の保護者・弁護者の役割を担った。同族は宣誓補助を

与え、人命金の義務を負った成員が支払い不能に陥っている場合にはその残額を支払い、そして同様に殺害されたジッペ成員に対する償いとして支払われる人命金の一部を受け取ることもある。同じく——そして恐らくわれわれの史料が示唆するよりもはるかに包括的に——同族は、その内部における諸関係を、これらが同族の名誉と規律という観点に含まれる限りにおいて規定する。サリカ法によると、ジッペ成員は、身分不相応な婚姻を通じて同族の名誉を汚した女性を容易に殺すことができる。一般に、こうした点に関連する同族の営みは、少なくとも未成年の女性に関する、ジッペ全体の巧みに作り上げられた上級後見制に表れている。

しかし、ここでわれわれの関心を最も引くのは、これらすべての場合において、まず、同族のなかでも比較的規模の小さい集団である家族が、次いで、その支援のためにより大きな親族集団が行動に出たことである。そして、まさに同族のこのような構造は、その成員の法的・慣習的保護のために国家が強大化する状況下で次第に弱体化しつつも、経済的な課題のためには、より強固になり、着実に鍛え抜かれていった。これは、カエサル時代におけるフェルカーシャフトの土地分配が消滅して以来、国家が原則的に手つかずのままにしていた領域であった。ここにおいて、定住化以降、経済的利益が絶え間なく増大し始めると、同族は自由に、よりいっそう多くのことを成し遂げることができるようになったのである。

もちろん、同族の経済秩序はすでに定住化以前に存在していた。その最も明瞭な表れが相続の序列である。しかし、この相続序列は動産に対してのみ効力を有していた。この範囲での相続序列は、同族の上級所有権全体の最高原則の下で、家族や同族への帰属に基づく一定の序列にしたがって、ある成員から他の成員への所有物の譲渡を定めていた。そして、ここでは男性と女性は同様に尊重された。

しかし、定住が完了したのち、土地所有はどのように発生したのであろうか。かつての相続序列は、新たな財産についても何の問題もなく適用されたのであろうか。

サリカ法は、次のような法諺で答える。すなわち、いかなる土地についても女性は相続権を持たない *de terra nulla in muliere hereditas*。このような新しい法の根拠は明らかである。土地は戦利品であり、戦利品は戦士の専有物であるためである。昔からドイツ人は自由という概念を法的にのみならず、経済的にも理解してきた。完全に自由であるのは、公民としての完全な権利を有し、この権利の行使のために必要な経済的自立を果たした者だけである。政治的な自由と土地所有、戦争への備えと法的発言権、すなわちゲルマン的自由意識においてこれらすべては不可分な観念である。したがって、女性が土地の相続権を持っていたのかという単純な問いは、決して成り立ち得なかった。フェルカーシャフト時代の体制の諸原則が存在する限り、この点に関する考察はいずれも無意味であった。

しかし、このような体制の諸原則は消え去った。ゲルマン的自由概念における経済的・戦士の・政治的・法的利害の一致は解消した。自由人が、戦士に対する時限的な分配によってではなく、普通法的な相続によって国家に対する反対給付なしに土地を所有するようになり、彼の土地がもはや民族の所有する用益地ではなくなり——まったく別の用途における——相続財

産になった際、女性を土地所有から締め出し、それをますます固定化していったのと同様に、相続財産の枢要な部分の相続序列から女性を排除することは、それでも正当であり得たのだろうか。

574年のキルペリヒ王勅令Edikt König Chilperichsは、女性に対して土地相続を認めている。したがって、同族団体の古い経済的秩序は、相続序列において最も明瞭に現れたように、いまや土地所有にも導入されたのである。いまや定住の原則が完全に勝利を収め、土地の私有の無限定な観念が政治的義務の総体から独立して獲得された。これによって、われわれが最も考慮すべき経済史上の変動が終わりを告げるのである。600年前にはいまだ共同所有しか存在しなかったのだが、いまや土地の私有が導入され、その後、両者の恒常的かつ激しい対立が展開され、しかもそれはつねに後者の完全な勝利に終わったのである。諸矛盾がむき出しになり、その激しい衝突は決して完全に調停されることがなく、またこれらの境界決定をめぐってその後、つねに社会的に分裂した諸利害の熱闘が始まるのである。しかしそれは、まさにより高次の物質文化、したがってまた精神文化を可能にする1つの進歩でもあった。

もちろん、従来の経済秩序はこの変動を通じて衰退し、消滅することを余儀なくされた。この秩序は、フンデルトシャフト=マルク共同体と結びついていたが、あたかもフンデルトシャフト=マルク共同体と完全に一致していたかの様相を呈していたわけではない。軍事的・政治的かつ経済的・自生的な諸利害のフンデルトシャフト的団体、すなわち、その形式において下から急成長してきた経済組織と上から導入された国家機構がさまざまに交錯しているようなこの独特の枠組みは、こうした激動をも耐え抜いたのである。その枠組みの空間的広がり、その生活形態の固有の範囲が掣肘を加えられることは依然としてなかった。団体成員である個人はよりいっそう強い影響を受けることとなった。相続権は、父親の所有する土地を、すなわち1つの家に割り当てられたフーフエ Hufeをすべての子に均等に分配することを要求した。この相続権を完全にかつ首尾一貫して適用した場合には、第2世代は餓え、第3世代は死に絶えざるを得なかっただろう。人びとは逃げ道を見つけることで切り抜けた。すなわち、何世代かを通じて、実質的な均分相続を避けるか、あるいは分配したとしても、相続される土地がもとの広さの2分の1ないし、せいぜい4分の1になるようにとどめた。そして、とりわけ長男ではない子たちが家を出て行くという方法が、父親の相続財産に対するある1人の、またほとんどの場合、長男の事実上の優先権の下で採られざるを得なかった。しかし、家を出て行くことは、遠方へ行ってしまうことでも、今生の別れというわけでもなかった。父親が切り開いたささやかな土地の周囲には、まだ鬱蒼とした森林が残っており、豊富な森林は何マイルにもわたり、山や近隣の集落へと至るまで広がっていた。若い息子たちは恐れることなく闇のなかへと進み、たちまち森林には斧による伐採の音がこだまするようになり、黒い煙の雲が木々の梢の上へと立ち上っていった。火と開墾から、相続に外れた者たちの新たな故郷が生まれた。息子たちがそのようにして始めたことを、孫と曾孫が継続した。次々に消え去りゆく世代は、定期的な脈動のように、それぞれ森林のなかへと非常に多くの若者たちを駆り立て、そして急速

な進歩のなかで土地の拡大が進展したのである。数百年にわたって、このような動きは、各地で時期的なばらつきがみられたものの、継続していったことだろう。地名の特徴だけがいまだに、しばしば謎めいた形ではあるものの、この発展の時代とその推移を示唆している。メロヴィング朝とカロリング朝支配の初期、すなわちこの拡大の主要な時代からは、このような発展についての直接的な情報がわれわれには届いていないのである。しかし、多くの人びとのこのような勤勉な労働、森林との日常的な格闘、そしてより高次の文化的発展の有用な基礎のためにドイツ人の土地をこのように開発したことは、メロヴィング・カロリング期の最も重要な事実の1つとして記録されなければならない。

しかし、その間に、森林という無尽蔵だと思われた貯蔵庫は空になった。マルクは数世代のうちに拡大し、その生活世界は確立された。残された手段は、土地の分割だけであった。いまや、あらゆる相続人に対して同等に土地相続権が認められるという原則が台頭してきたのである。まとまった経済単位としてのフーフエは分裂し、フーフエ体制は崩壊し始めた。かつての自由人の経済的基礎が失われたのである。

これは、悲しくもあり、しかし同時代人からするとまったく予期されなかったわけではない結末である。すでにサリカ法のなかのいくつかの新しい規定、すなわち「移住者について」という章において、それは予見されていた。さらに、それを防ぐための対策が講じられた。予防的な社会経済的立法が、初めて試みられたのである。マルク外の民族成員は、マルク共同体内の居住と土地利用を、すべてのマルク成員の同意の下でのみ認められることが定められる。マルクは閉鎖的になったのである。経済的な側面からすると、それは内的な生活形態において揺れ動くマルク成員のフンデルトシャフトによる、外部からの阻害的な影響に対する経済制度上の強力な対抗措置である。そして、それは後期中世都市の保護関税政策や、17/18世紀の絶対主義国家の保護関税政策とは、その核心部で異なるところがない。しかし、社会政策の立場から観察すると、また別の印象を受ける。われわれは、ここで初めて、ドイツ中世を特徴づけるゲノッセンシャフト的結合のための措置に逢着するのである。すなわち、上昇を果たしつつある非成員を原則的に、あるいはほぼ原則的に締め出すことを通じて、特定の身分の経済的・社会的基盤を保護しようとする措置である。こうして、のちに聖職者身分は、少なくとも修道院にまとまり、同様にミニステリアーレン Ministerialen の団体やツunft ができ、そしてそれらが総体的に硬直化していったのである。意欲的な勃興の時代にあっては、これらすべてのゲノッセンシャフトは、いかなる力も喜んで迎え入れていた。来る者は拒まず、というのが彼らのモットーであった。しかしいまや経済がその高みに達し、社会の型ができあがってしまうと、人びとは若い力をはねつけるようになり、自らのなかに閉じこもり、もはや進歩の歩みを止め、けだし退化を始めたのである。これが後期中世の姿であると同時に、すでに6世紀初頭からの原初のマルク共同体の姿でもある。

これらゲノッセンシャフトの閉鎖性は、もちろん意図した通りには機能しなかった。王は、かつてフェルカーシャフトの集會が有していた国家高権を備え、あらゆる土地の処分権を手中

に収めるようになっていた。土地に対する王の高権は、メロヴィング期の初めにはまだ色あせておらず、また、いまだに、荒野と人の立ち入れない森林とに限られたものとなっておらず、依然としていずれのマルクにおいても貫徹していたのである。たしかに土地に対する王の高権は、そもそも、マルク共同体成員の土地利用に際しての、不正に対する監督権、あるいは善導権という意味合いしか持たないものであった。しかし、もしフランクの諸王が、これを別の仕方を利用してならばどうなったであろうか。すなわち、フランクの諸王が、開墾特許状の発行のため、そして鼯員の自由人を任意のマルクに送りこむために土地に対する高権を利用したとしたらどうなったのであろうか。いたるところに王の特許状を持つ者が現われ、特許状を根拠にマルクの土地を要求し、耕作し、収穫を行ったであろう。それに対して、マルク共同体成員は抵抗できなかったであろう。しかし、これら特許状を付与された新たな土地は、マルク共同体成員の混在耕地には存在しなかった。特許状付与地は森のなかで固まって存在し、一括して耕され、所有者の経済的な意志にのみ従属した。それは、個人的な新開墾地であった。それゆえ、マルク所有のゲノッセンシャフト的新開墾地よりも、経済的に自由であった。

とはいえ、一般のマルク成員たちも、並行してこうした新開墾地から幾ばくかの利益を引き出すことが、不可能ではなかったのである。かつてのマルク共同体の経済機構においては、共有の牧草地や、特に森林の個人的利用ほど、規制の行き届き難いものはなかった。いたるところで繁茂を続ける有り余るほどの森林は、いまだ利用可能な状態であり、これを管理し、焼き払い、開墾する者がいる間は、ゲノッセンシャフトにとって不利益になるというよりは、むしろ共通の利益となった。森林の個人利用がこうした状況であったため、森林地帯を私有地にする道は、必要な経済力を兼ね備えた者であれば誰にでも開かれていたのである。つまり、ゲノッセンシャフト内のより有能な経営者を最も収益の大きい事業に配置しようという緩やかな発想である。まもなく森林と沼地のなかから、新たな耕地が姿を現した。マルク共同体の従来の混在耕地を横目に、それとは別の若々しい耕牧地が姿を現したのである。さらに、この新たな耕牧地にもまた、王の特許状付与地の経済的自由が適用された。

しかしこの経済的自由は、マルク外部のあらゆる開墾地における有利な諸条件の一側面しか示していない。そこには、さらに法的な特権的地位が追加されるのである。新開墾地は、相続財産ではなかった。相続財産が同族の上級所有権の輓の下にある場合、財産を相続するのは義務であり、売却は許されなかったが、マルク外部で獲得された財に関してはその限りではなかった。新開墾地では初めて、売却可能な土地財産が形成され、またそのなかからドイツ人の法において初めて、自由な土地移転の形式と、土地に関する申し立てや請求などの訴訟手続きの形式とが確立した。この進歩の意味は、よく理解されるであろう。すなわち、まず土地の取引が発展し、土地の分配は、単に相続権の影響下でのみ実施されるのではなく、本質的に経済的競争関係の影響を受けつつ行われるようになったのである。ここにおいて初めて、良き経営者は、悪しき経営者よりもまさに現実に影響を持つようになったのだ。完全な政治的自由の不可欠な構成要素としての経済的平等というかつての発想は克服され、民族の社会的布置に対する

見通しは、もはや軍事的あるいは政治的契機ではなく、本質的に経済的契機によって得られるようになった。この出来事の帰結は、緩慢であったとはいえ、最終的な到達点とさらなる帰結からみて、土地所有関係の非常に大きな転機となったにちがいない。

この転換を通じて自由人の運命は、どのように展開していったのであろうか。この転換においてもまだ、原初の時代の戦いにおけるがごとく、自由人は頑強な力、不屈の気概、そして深い思慮を有していたのであろうか。

マルク共同体内部での経済上の推移、すなわち、土地財産の個人所有および土地獲得の自由競争をめぐる影響を別とすれば、フランク人の君主制の登場とともに自由人の状況は、劇的に変化したのである。この変化は、単に政治体制の変化によるものだけではなく、ローマ属州住民の高次の文化がゲルマン人の支配者に与えた影響こそがその原因なのであった。「征服された者は、征服者に法を与える *victi victoribus leges dederunt*」。勝利を収めたものの、数の上では劣勢であった蛮族が、文化的に過飽和に達し、それゆえに、弱体な民族に対する支配を試みたところでは、このローマの諺は、繰り返し実証されたのである。

ローマの属州で恒常的に軍務に就くか、あるいは他の何らかの形でローマの影響を受け続けたドイツ人は、いまだに民族同胞だけを完全な人間として認識する、かの民族特有の根源的エゴイズムに満たされていた。その上、このエゴイズムにとって、宗教の観念的利益は、国民形成という形でのみ、受容可能であったように思われる。この陰鬱で暴力的な感性、この国民的エゴイズムの激情が、われわれの時代の国民的矜持へと濾過されるまでには、1500年以上に及ぶコスモポリタンの・教会的教育が必要であった。原初の時代には、実際にこの感性は、同胞のなかで生活する非民族同胞を、彼らが饗応権 *Gastrecht* を持たない限り、そもそもモノとして、つまり非自由人とみなすという形を取った。民族のなかで生きつつも、この民族に属さない者、すなわち自身の民族的帰属を金銭的見返りのために手放してしまった者、また戦時に捕虜となったゲルマン人で故郷に送り返された者も、自由ではなかった。これらの者たちは、家畜と同様、純粹に物権法的扱いに服することとなったのである。

ローマ属州住民も、ゲルマン的意味では戦時捕虜であった。とはいえ、人間の尊厳を完全に誤認していた古き国民的原理は、属州住民にも適用されたのであろうか。すでにゲルマン人の故郷においては、非自由人についての法的解釈に空隙が生じていた。モノとしての価値を突き破って、ますますそこに人間の顔が見えてくるようになったのである。さまざまな卓越した特性ゆえにその人間的資質を否定し得ない非自由人が存在し、そういった人びとのために、農奴という不完全身分が認められることになった。数々の属州を占領したいま、高度な教育を受けた被征服者たちに、例えば農奴という身分を与えることは、ごく当然な流れであったといえよう。これにより属州住民たちは、形式的にはゲルマンの身分体系に組み込まれることとなった。しかし、実質的には彼らが、ゲルマンの身分体系を破壊したのである。住民の大多数を占める豊かな教養を持つ社会階層の全体、すなわち高次の文化によって義務と権利のはるか先の発展段階に立つ民族を、ゲルマン的不完全身分の窮屈な引き出しに押しこめておくようなこと

が、一体、いかにすれば可能だったというのか！ 古き自由人たるゲルマン人フーフエ保有者たちが、広大なラティフンディウムを有するローマの貢納義務者Tributariusに対して、長期的に身分的優位を維持することなどいかにして可能だったというのだろうか！ 社会的には個人主義的諸要求に満たされた古き文化の地において、いまだ遊牧生活からほとんど脱しきれていないような状態の農耕民族の身分体系が、一体、いかにすれば生き残り得たというのか！

ひとたび社会階層が変化すると、この変化は、入植してきたゲルマン人にとっての不利益にしかならなかった。ローマに見捨てられた属州における社会構造の土台は、法的ではなく、本質的に経済的な性質のものであった。ドイツ人征服者たちの社会的布置も、いまやこうした土台に順応せざるを得なかった。ゲルマン人は、経済的には駆け出しの農耕民であった。この領域において、ゲルマン人は非自由人たちに優るところが少なく、しばしば、かたわらで暮らす属州住民たちに遠く及ばなかったのである。こうして、新たに生成した社会階層の序列の内部で、ゲルマン的出自の自由人と非自由人の間に、かつてのあの和解不可能な対立に似た状態が出来たのだ。そして、属州住民たちが彼らよりはるか上の社会的地位にまで上昇を果たすことも稀ではなかったのである。

とはいえ、これに対して、ドイツ人が政治的生活に参加することを通じて、特別な、また社会的に有効なニブスを手に入れたということを反証として挙げることはできる。しかし、この参与は、もはやかつての意味を有していなかった。自由人の権利は曖昧になり、縮小し、むしろ何倍もの重荷に変化した。義務は残存しただけではなく、倍増した。戦士であること、すなわち外部の土地で略奪を行うことは、それまで名誉と権利であっただけでなく、利益でもあった。軍役を、義務の観点からのみ理解したゲルマン人は皆無であっただろう。いまや、略奪のための戦争はなくなった。戦争は政治的あるいは王の個人的な理由から行われ、多くの自由人が直接理解できる理由から行われることはきわめて稀となった。軍役によって、数週間ないし数か月の間、故郷を遠く離れた地へ動員されることになった。そして、従軍のための武装は、かつては安価であったのだが、いまやふんだんに鉄が使われて高価になったために、その調達には重い負担がともなった。裁判人としての義務および自由人の裁判との関係についても、総じて同様であった。裁判人としての義務は負担になり、人民裁判の場での判決は、自由人の真の崩壊を招いた。自由人は、貨幣制度の変化を通じてその価値が上昇した、かつての部族法によって規定された贖罪金をほとんど工面することができなくなった。そして、古い権利から生じた義務には、国家の新たな要求の全体系が加わった。確かにこの要求は、すべてがローマの行政から直接的に引き出されたものではないが、ローマの統治観に沿って発展したものである。すなわちその要求とは、王の客人の宿泊の世話をすること、塁壁と城塞での任務、街道や橋での労役、そしてローマ起源の国家的文化施設を保存するための応急処置の任務を引き継ぐことであった。これらの負担に、自由人たるドイツ人は喘ぐことになった。その特権的な地位は苦しみに変わり、権利は義務となり、その自由は国家の限りない要求への従属に変化した。政治権力によって維持された榮譽も利益もなくなった自由は、恩恵ではなくなり、それど

ころか、かつての自由人身分が崩壊する、とりわけ強力なきっかけとなった。

こうして、ゲルマン人の自由は人知れず消え去った。経済的に破綻し、社会的に後退し、政治的に等閑視され、この自由は地に墮ちてしまった。まったく異なる土地、まったく異なる文化的条件のもとに移植された野生の植物には、繁茂する可能性や適応する可能性がなかったのである。

原初の時代の自由人とは、国民そのものであった。真の社会的指導層が存在せず、ただ軍事的・政治的に指導する貴族がいるだけであった。いまや富裕な社会階層が、属州住民組織との融合を通じて出現した。自由人は、その底辺に沈んだ。そして、民族の突出した集団を通じて社会を牽引するという問題が、ドイツ人の発展のなかで初めて現れたのである。

この問題は、二重の、しかし1つの解答によって解決された。聖界貴族と世俗貴族が、国民の身分形成がなされていくなかで、その頂点に現れた。メロヴィング期に入ってから相当長い間、司教は被征服民である属州住民から輩出された。かつてのガリアの元老院議員の家系は、さながら上位聖職者身分の相続要求権を有していたかのようなのである。ローマ出自の同族に代わってドイツ人ジッペが司教の座を占めたこと以上に、聖界貴族の地位を示し得る事実はない。高位聖職者は、当初、民族固有の生活の深奥に端を發し、現われたものではなかった。それは、ローマ時代の高次の文化の非常に多くの成果を現世的に受容したことの顕著な表れであった。高位聖職者の存在が、過去と現在を媒介するのである。新貴族のなかのこれらの層において、強い古典的趨勢が生き続ける。しかし、のちのドイツ皇帝時代に高位貴族になるフランク時代の世俗貴族についても、ほとんど同じことがいえないであろうか。彼らは、公職のなかから台頭した。王の統治高権の代理という地位のおかげで、彼らはその名声に浴したのである。しかし、この統治高権はゲルマン人の遺産ではなかった。それは、各伯領において粗削りな形で形成されたにすぎず、官職区分が最も洗練された形で発展した帝政期ローマのヒエラルヒーを想起させるものはほとんどない。だが、古典的な国家形態が終わりを告げる時期の統治方法にもとづいた、王の偉大な執行力という思想は受容され続けた。

こうして、聖俗双方に分かれていたこの時代の新貴族は、のちに中世を通じてこの両者は争いを繰り返すことになるのだが、当初はまだローマ的な発展の名残を拠り所にしていた。貴族は王の権力によりかかり、まさにフランク人の国家が形成される最初の数百年において、精力的にローマ的な発展を体現することで貴族になったのである。

ここに、特に興味深い問題を見出すことができる。すなわち、本質的には政治上の、もしくは政治・信仰上の経過を通じて強力になったこのような貴族が直ちに、すでに始まっていた経済発展の基礎の上に自らの物質的安定を築く必要性を、どのように理解したのかということである。われわれの歴史における初めの1000年間の経済発展の過程について、いまだに残されている比較的大きな課題のなかで、解決すべきなのは次のことしかないであろう。すなわち、ゲルマン人に占拠された文化的に非常に成熟した帝国属州が、経済的にはとうの昔に通過した物質的生活の一段階へと再び転落していった過程を精査するという課題である。ほとんど信用

経済の段階にまで発展した経済生活に代わり、適度に発展した自然経済の現象と、自堕落な、むしろ忌まわしいまでに野蛮な形へと歪んでいった高次の経済的局面の富裕な生活の遺産が並存するようになった。すなわち、駅制を備えたローマの街道のかたわらで焼畑農業や遊牧民的牧畜経済が展開され、かつての大都市のうち捨てられた瓦礫の脇に粗末な小屋が点在し、かつての庭園文化とその水道設備、観賞用花木を有する中心都市近郊の邸宅地のかたわらに、ぬかるんで灌木に囲まれた穀草式耕地を営む辺境集落が築かれたのである。これらが、この時代に1つのまとまりになっていたコントラストの一部である。そして、ゲルマン人の移住が行われたこの時代から、ほとんど純粹かつ原初的な自然経済の時代が始まる。そこでは、ゲルマン的要素とその経済活動が勝利を取めたのである。カール大帝は合理的な貨幣政策や商業政策と同様に、街道整備を通じて商業の振興を試みたものの、それは徒労に終わった。そして、農業分野においてさえも、ローマを模範にしたと思われる政策を採用したのであるが、いずれにせよ、過去のより高次の文化に即した御料地経営に関する指示は、めぼしい成果をもたらさなかった。

このような状況の下で、貴族たちが、自然経済の分野のほかには物質的基盤の確立を試みようと思いつくようなことがあり得たのであろうか。土地はまもなく、この時代に最も卓越した価値を有するものとなった。そして、土地は教会に寄進され、伯やほかの官吏は土地から収益を得た。委任あるいは貸与された土地については、2つの核が存在した。広大な大土地所有を發展させるために、この核には聖俗貴族が結びついていた。大土地所有成立の試みは、史料上例外的に実証され得る7世紀どころか、それ以前にまで遡ることができる。のちの時代によくわれわれは、完全な帰結をみることができる。すべての土地の4分の1から6分の1が管理され、さらに全領域のうちで最も肥沃な土地の12%が王に所有されていた。また、1つの教会の所領は通常、少なくとも9,000～1万8,000モルゲンMorgenであり、3万～6万モルゲンに及ぶことも稀ではなかった。そして、これらの所領がなんと分散して並存していたことであろうか！ モーゼル川流域では13世紀までに、少なくとも80人の土着の、またほぼ同数の他地域出身の大土地所有者が存在した。しかし、16世紀にはこれらすべての土地の3分の1が騎士領となっている。そして、少なくとも残りの3分の1は、聖界の諸団体に属していたと思われる。

個々の領主の閉鎖的な土地集積によって生じたこのような大土地所有が、国民の発展にとって軽視できない危険なものだったであろうことは、疑いの余地がない。しかし、このような土地集積は、かつて確立されたフーフエ体制を通じて完全に排除された。自由人の大部分が貴族の権力増強の犠牲になった時代には、自由人によってかつて生み出された、散在耕地と個人的あるいは集団の権利を伴う農業体制とが、貴族による一方的な土地からの締め出しの危機から国民を保護した。いまだに存在していた原始林において、そのような閉鎖性——王の森林管理においても同様であるのだが——は貫徹された。そのほかの場合には、貴族はフーフエの獲得、すなわち混在耕地における地条獲得に頼らざるを得なかった。そして、同一の土地所有

者がある特定の村のフーフエ全体あるいはその大部分を一括してその掌中に収めることは、多くの場合、実現しなかった。狭く限られた空間における聖俗の権力の目まぐるしい競争においては、より多くの土地取得者が同一村落内に同時に基盤を確保することは、むしろ普通のことであった。そしてのちになると、1ダース、あるいはそれ以上の土地取得者たちが、同一の場に集中することとなった。その帰結は、単にフーフエ保有における地条の散在だけではなく、所領所有におけるフーフエの散在にもつながった。少数の村落におけるわれらが騎士領のごとき大所領はどこにも形成されず、いたるところにみられたのはつましいフーフエ保有であった。都合良くいった場合は、保有するフーフエがある特定の地域の過半数の村落に及んだ。

すでにこうした状況が、農業の大規模経営を排除していたのである。さもなくば、カロリング期のような時代にも、大規模経営が始まっていたというのに！ 広大な騎士領の複雑に入り組んだメカニズムを作り上げる、こんにちでさえ稀なマイスターと、そして、このメカニズムを作動させ、維持していく徒弟とを、一体どこに見出し得たというのか。自身の所有地を管理しようという意図を、貴族の大土地所有者は持ち得なかった。仮に管理を始めることができたとしても、彼らはそこに何の利益も見出さなかったであろう。こんにちのイングランドの貴族にとってそうでないのと同様に、土地は経済的利用の対象ではなかったのだ。土地とは、まずもって政治的権力手段だったのである。自己の土地だけではなく、さらには、委託された土地の貸与をも通じて、一般自由人に対する権力を獲得すること、これこそが、第一に追求された目的だったのである。こうして、国民経済に内在的な限界が、貴族の政治的目的と一致したのだ。その目的とはすなわち、細分化された大規模所領のフーフエを、その土地が非自由人に耕作されていない場合に限り、土地貸借によって自由人に委ねるということである。

しかし、個々のフーフエの耕作に自由人を用いることは、別種の組織を排除することとはならなかった。土地が経済的に組織され得なかったので、土地所有者が社会的に編成されることになった。細分化されたフーフエが共通の規則を備えていなければ、自由人身分のフーフエ農民を、あるいは不完全自由人のフーフエ農民を同様の秩序の下に置くことは、不可能ではなかったのである。

そして、まさにこの最後の点に、一般的な規定の契機があったことは、明白ではなからうか。非自由人たちは、耕作者である限り、すでにタキトゥスの時代以来、もはや領主によって一方的かつ独占的に最大限まで搾取されていたわけではなかった。彼らは労働と現物によって地代を支払っていたことを除けば、経済的にはほぼ自由であった。領主の土地を与えられていた自由人もまた地代を支払うことになった。経済発展段階に応じた、労働と現物の形で支払われる地代を、自由人と非自由人から等しく徴収する場を設けることほど、自然なことはあろうか。およそ12～24の散在フーフエをひとまとまりとして、それらのフーフエの1つに、上記のような地代徴収の場を設置した。こうして、ミニステリアーレンを頭に頂く荘園管理人が誕生した。同様の経済的従属関係として、自由人および非自由人のフーフエは荘園管理人の下に服属していた。とはいえ、それによって自由人と非自由人の違いが完全に消滅したわけではな

かったであろう。かつての軍役の義務とはまではいかなくとも、自由人にはいまだに、ゲルマン的自由のいま1つの支柱である民会参加義務が課せられていたのである。しかし、カロリング期も後期になると、この民会参加義務も揺らぎ始めた。非自由人と同様に、自由人たちも、最終的には、裁判官でもあった領主配下の荘園管理人に従属するようになったのである。この過程については、ここではこれ以上詳しくは触れない。また、この過程に付随して起きた、自由人および非自由人の義務と権利を中世本来の土地隷属へと、精緻に、かつ熟慮の上で調整したことについても、ここでは詳述しない*。ここでは、10世紀の開始とともに、大土地所有者の下にあったかつての自由人および非自由人が農奴として、また、大土地所有者がグルントヘルとして、ドイツの皇帝時代を迎えることになったという点を指摘しておけば十分であろう。

この変化とともに、ザクセン期およびザーリアー期におけるグルントヘルシャフトの最盛期が始まったのである。それ以前からすでに、荘園が広がっていた地域に、あらゆる余剰作物をグルントヘルシャフトの中心地に集約し、地代徴収のすべてをこの中心地から統制するのを可能にするような交易網が張り巡らされていたので、この制度はいまやほぼ完成に近かった。こうしてこの制度の内部に、最初の比較的大規模な、真に自立的な中世的統治体制が誕生した。これは、その内部のあらゆる構成要素が完全に時代の要請に従って発展した秩序であり、自然経済に完璧に適応していた。そして、この制度の誕生と同時に、中世において初めて、家人層のなかから比較的大規模な行政に従事する者たちの集団が形成されたのであり、これは同じくグルントヘルシャフトから内在的に発展した。まさにこの官僚集団こそが、この制度とこの時代にとって特徴的なものなのである。これは、いまだ純粋な官職概念ではない。現物徴収の基盤の上に実際の官職を創設しようとして、自然経済時代のカロリング朝は苦い経験をした。この時代の伯は、いまにも自立した貴族領主になろうとしていた。それは、伯たちが自らの拠って立つところの土地を、現物収入とともに世襲化したからである。しかし、ミニステリウム Ministerium は官職ではなく、奉公を意味するものである。そして実際、自然経済の時代においては、隷属的あるいは何らかの身分に結びついた奉公を基盤とすることで、真の行政が確立され得る。さらに、奉公とは、準国家的な関係の下であれ、国家的な関係の下であれ、つねに身分制の最も重要な基礎の1つであるから、遅くとも12世紀末まで続いたこの最盛期のミニステリアーレンのごとく、奉公は盛期中世の社会階層分化の真の起点となったにちがいない。すなわち、手工業と、遠隔地商業の一部、下級奉公、葡萄栽培のごとき洗練された農業、騎士身分と宮廷奉公、自由な市民身分と農民身分、後期中世の低位貴族と高位官吏は、まさにこの社会階層分化に由来するのである。しかし、ミニステリアーレン自体は、貨幣経済の興隆とともに崩壊することになった。もはや隷属的な奉公は、貴族的職務のなかには存在し得なかった。ミニステリアーレンは、あまたの封臣たちのなかに溶け込んでしまい、13世紀の間に、レーエンや奉公がかつて有していた官職としての概念から、奉仕封 Dienstlehen という手段を

*原註：1150頁以下を見よ〔当該頁は第1編第7部第3章にあり、本稿には未収録〕。

通じて、独立した俸給や、服務規程違反に対する罷免可能性、ランデスヘルLandesherrあるいはその代理人に対する無条件の服従と結びついた、近代的な官吏の概念が次第に発展し始めたのである。

これら一連の概念については後述する*。そこでは、自然経済期の統治手法と統治可能性を完璧に体現したグルントヘルシャフトが、後期中世における領域の発展に際して果たした決定的役割が示唆されることとなろう。領域の発展と、それにともなう新たな国家の発展は、中世の一連の巨大国家的政治観よりも、むしろグルントヘルシャフトの政治観に結びついている。帝国ではなく、グルントヘルシャフトこそが、近代国家の揺籃の地なのである。

グルントヘルシャフトの発展が結実させることになる成果、これはグルントヘルシャフト自体を解消・吸収してしまうのだが、しかし、さしあたりここからは視点を移すことにしよう。ザーリアー期の末に至るまでに、自らの成熟を通じてグルントヘルシャフトの懐に転がり込んだ成果は、十分に意義深いものであった。すでに11世紀中葉、それまでに得られた経営余剰は、一様に円滑な、かつ合理的に望ましい集中度に応じた土地経営を保証するのに十分であった。いまや余剰の集積が始まり、価格は下落し、資本は増加し、それとともに銀行的な取引らしきものも試みられるようになった。貨幣経済の前兆が現われ、新たな飛躍の 때가、予期し得なかった形で準備されたかのようなのである。

しかし、それとは正反対の事態が出来た。もはや古くなったグルントヘルシャフトは、14世紀に至るまで細々と遅まきの繁栄を享受したが、総体的にますます加速化するその崩壊は、見紛いようもなかった。購入や譲渡による新たな土地集積は終わりを迎え、その代わりに遠隔地の農場が売却され、ホーフゲノッセンシャフトHofgenossenschaft（ゲヘーファーシャフトGehöferschaft）への土地分割売却あるいは大規模な領主所有地Hoffelder（領主囲い込み地Beunden）の貸与によって、自営は完全に解体したとまではいえずとも減少した。荘園管理職、中央機関、そして荘園管理人と、ホーフゲノッセンシャフトとの間の活発な関係は、消え失せてしまった。その代わりに、地代支払い義務からかつての人間関係が姿を消し、素朴なレントRenteへと様変わりし、そしてフーフエおよび農場の土地は賃貸借されるようになった。こうして、荘園管理人は土地の賃貸借料とレントに関する帳簿係となり、中央統治機関は帳簿管理局となった。この古き統治およびその前提条件の変革のさなかに、グルントヘルシャフトからの収入は、どうしようもないほどに減少してしまった。12/13世紀転換期に、高位聖職者および世俗貴族は、いまや必至となった窮乏化の危機に直面した。まもなく聖職者団体においては人員が減少し、世俗貴族たちは、代々、ますます重くなる債務の呪縛に苦しむようになった。そして13世紀の終わりには、聖俗両貴族ともに政治的にも道徳的にも零落することとなり、国民的発展におけるかつての地位を奪われたのである。領域所有、あるいはラント高権を獲得できなかった聖俗貴族は、長きにわたって嘲りの対象となり、文明および政治の領域での

*原註：1523頁以下〔本稿39頁19行以下〕。

強力な影響力をすべて失ったのである。そして、貴族に代わって、やがて勝ち誇ったように市民が国民の指導的地位へと台頭する。ランケの表現によると、14世紀はドイツ史における平民の時代である。

だが、グルントヘルシャフトが突然崩壊した原因は、単純な性格のものではない。崩壊について、簡単に論じることはできない。

15世紀に専制君主の思想が、都市の共和主義とともに浮上し、またその思想が中世の末以降に、絶対主義という形態で、市民に代わってドイツの発展における最初の役割を強力に主張したとするならば、次のことを想起しなければならない。すなわち、領域の発展は、もしそれがその前に大規模なグルントヘルシャフトに確固として基づいていなければ、不可能だったであろうということである。大規模なグルントヘルシャフトは、その自律性を犠牲にすることで、領域に資源をもたらした。これについては、あとで詳述しよう。

しかし、領域へと拡大しなかったグルントヘルシャフトも崩壊した。オットーネン期とザーリアー期の古いグルントヘルシャフトの崩壊へと導く、その他の契機が十分に存在していたのである。

グルントヘルたちがその支配権を領域支配へ変えるために帝国の脆弱さを利用し尽くすことができない限り、すでに一般的な政治状況は、彼らにとって不利なものであった。グルントヘル在所領はさらに分散し、農奴は軍事訓練を受けず、その散在した所領はどのようにしても防衛が不可能であった。それゆえ、多くのグルントヘルたちは、帝国の強力な支配を歓迎せざるを得なかった。後世の聖界グルントヘルシャフトの年代記作者たちは、オットーネン期とザーリアー期初めの平和な数百年をいかによく讃えたことであろうか。彼らはこの時代を黄金時代かのように、いかに強い憧憬を抱いて回顧したことであろうか。しかし、11世紀半ば以降のドイツを支配したのは鉄と剣であった。帝国の諸勢力は相互に対立し、また農民はこれら諸勢力の対立の犠牲者であった。帝国の権力が脆弱化するなかで、何がなされたであろうか。そこで、局地的防衛という思考に至ったのである。ここにおいて初めて、神の平和が登場する。いまやここに、部分的には古い基盤と、また部分的にはそれとは異なる基盤との上に、多様なフォークタイVogtei権力の複雑な体系が発展した。しかし、フォークタイの展開は、非常に短い期間しか平穏をもたらさなかった。帝国による保護全般が機能しなくなると、フォークトVogtによる局地的かつ個人的保護がただちに優位になった。フォークトたちはフォークトヘルになり、彼らによる保護は、最終的に庇護民に対する暴力的な支配をもたらした。しかし、このような全般的な推移の下で、グルントヘルシャフトの構造は損なわれなかったのだろうか。

それに劣らず、グルントヘルは、その内部における変化を通じて機能不全に陥った。他の多くの原因を措くとして、ここでは2つの特筆すべき観点を強調しておこう。フーフエ体制は、そもそもグルントヘル形成特質の契機であったように、グルントヘル組織の前提条件でもあった。フーフエの多くは荘園管理人職の管理下にあった。フーフエに基づいて、地代が

支払われ、賦役が果たされた。フーフェは、グルントヘルのあらゆる収入の貢租査定単位であった。しかし、この単位は12世紀に解消し始めた。カロリング期以降、かつてのフーフェは、6世代以上にわたる急激な人口増加による土地分割の圧力に屈した。いまや一般に、土地所有は、明らかに細分化された。すでに個々の土地の細分化が、さらに差し迫った問題として現れ始めた。非常に混乱した状況を解消するために、耕地の整理統合が個々に実行に移された。このような状況下で、課税の基礎としてのフーフェは次第に消え去り、フーフェの代わりとなる、新たな確固たる形態は存在しなかった。それと同時に、農奴たちの資力に以前よりも制約が加えられることになった。皇帝時代の初めに完全なフーフェは、いまだに整然とした農民保有地であったのだが、中世の終わりには、2分の1あるいは4分の1フーフェしか存在しなかったのである。

しかし、フーフェが貢租査定の基盤としてシュタウフェン期を生き延びたと考えるならば、すなわちグルントヘルシャフトの崩壊を生き延びたと想定するならば、かつてのように定期的に地代と諸負担を徴収し、それらを管理したのは誰か、ということが問題になり得よう。というのも、かつてのグルントヘルシャフトの本来の統治構造が、12世紀半頃には、治癒しがたいほどに蝕まれ始めたからである。ミニステリアリテート Ministerialität は、グルントヘルシャフトの中心機関および局地的な貢租徴収機関の管理要員の大部分の形成基盤となったのであり、彼らはおよそ200年にわたって、初めはまったく隷属的に、そしてのちにはゲノッセンシャフト的指針に制約されつつ、グルントヘルたちに奉仕してきた。いまやミニステリアリテートは、より高い目的を掲げた。彼らのゲノッセンシャフト的諸関係、世代が交代するごとに積み重なる職掌上の経験、彼らの活動に対する高い社会的評価、なかなづくシュタウフェン期の政治的圧力の下で不穏になった騎士階級への加入を可能にした軍役奉仕、これらすべては、ミニステリアーレンの自己意識を高め、また彼らの考えによると、法的ではないが、事実上の個人的な自己決定を要求する際の根拠になった。しかし、荘園管理人職の取るに足らない奉仕と、グルントヘルの中央機関における行政官吏の無条件な隷属とが、このような理想にどのように結びついたのであろうか。ミニステリアーレンに対する人格支配権の獲得を可能にした古い権利にグルントヘルが固執すると、ミニステリアーレンは君主に対抗して、長年にわたる忠実な義務遂行による功績にその根拠を求め、彼の職と功績との相続を明確にするために、この根拠を確固たるものにしたのである。このようにして荘園管理人職は、自由地に属する相続職になり、陪臣の相続職になった。そして、中央機関で統治を担う職も、同じ発展を辿ることになった。かつてのグルントヘルシャフト体制は機能停止し、あたかも化粧張りを施したかのようになり、他の構成部分の多くは硬直化した構造に組み込まれ、破壊的な勢いでかつての諸関係を覆い尽くしたのである。

ミニステリアリテートの手から官職を買い取り、またこれを贈与することを通じて、いまや完全な俸給制と官職制へ移行させることを試みるのも可能であった。この道は一部開かれたものの、その成果は微々たるものであった。なぜなら、統治体制のみが崩壊したわけではなく、

統治の基礎そのものが消滅し始めたからである。

8世紀から9世紀にかけての、任意の農地の購買力を100とすれば、それは12世紀後半には1,184.3に、13世紀には1,671.3に上昇した。これら一連の数字は、いかなる発展を意味するのであろうか。ドイツ史上、これとほとんど近い水準においてさえ、著しい地代上昇を証明できる時代は存在しない。確かに、8世紀から13世紀にかけても、資本と労働の結合は、土地の価値を大きく高めたであろう。だが、単純な三圃制農法から、夏季に休閒地を利用するという形態にまで到達した、この時代の経済力の発展をわれわれは知っている。しかし、これらの現象のみから、地代の著しい上昇を明らかにすることはほとんどできない。11/12世紀*に最後の大規模な処女地の開墾が行われたという事実と照らし合わせて初めて、このことは完全に理解できるのである。この開墾をどれだけ活発なものとして思い描いたとしても、それは過大評価とはいえないであろう。この開墾そのものが、人口増加——人口は900年から1100年までに少なくとも2倍に、1200年までにおよそ4倍に増加した——に照らして自明であったというだけではない。他の物価と比較して、ドイツ皇帝時代にとりわけ高い水準にあった穀物価格が、開墾にとって有利に作用したにちがいない。したがって、最後の大規模な開墾が始まった際に、ようやく故郷が獲得されたのである。これとともに、国土が有する経済的価値が初めて、真に把握可能となり、そして評価できるものになった。しかし、土地が算定可能であり、また評価可能なものとしてだけでなく、有限のものであるということも初めて判明したのである。他のあらゆる所有物とは異なる価値や、権利、義務を土地が生み出すという感情が出現する事態に至った。その感情は、他の財産よりも優先された地価に表れた。地価は独占的な価格となった。以上の経緯に照らしてみても、土地購買力の歴史を明らかにするために上で引用した数字の意味が明らかになるのである。

地代の上昇が、農村部の特筆すべき制度たるグルントヘルシャフトに、長きにわたる爪あとを残したであろうことは想像に難くない。そしてこの爪あとがほとんど破壊的といえるほどに深いものであったとすれば、その所以は、農奴制の性格と、それに基づく独特な貢納義務によって説明される。ドイツの農奴は隷属状態にあったとはいえ、もともと土地の付属物ですらなかった。農奴は、人格的に自由であり、ほとんど過剰なまでに強力な家長権の保護の下において、自身の住居と家族の主人であった。そして彼らは、ゲノッセンシャフト的団体に統合され、グルントヘルの支配にも対抗できるほど強い力を有していた。かつてマルク共同体が、原始の森の敵意に満ちた力に対して、一致して開墾に当たる労働共同体であったように、のちのツンフトも、何よりもまず遠隔地商人の強大な経済力に対抗するための労働共同体であったように、各荘園管区のフーフエ保有農民の共同体もまた、グルントヘルに対抗しつつ、土地の共同耕作を通じて、また団結してホーフHofの利害を表明することを通じて成長してきたのである。古くからの社会的基盤は、こうしたコーポラティヴ的形態のなかに生き続けてきたので

*原註：この時期は少なくとも、特にモーゼル地域に見受けられる最後の開墾時代である。

ある。フンデルトシャフトは、同族との繋がりにおいて、古代ゲルマンの戦場で戦い、勝利してきた。この自然的性格と軍事的性格を有する団体が、故郷の耕牧地の経済的征服に転用されたにすぎない。その際、フンデルトシャフトがマルク共同体となり、それによって同時に経済的共同体の祖形と化した。農奴たちもまたその大部分がこの時代の申し子であり、彼らもまた国民に帰属することになった。彼らの間でも、至るところで共同体的な経済編成への志向が強固に表出していたとしても、驚くことなどあろうか。ゲノッセンシャフトとは、団体内部での生活が自立的であることを意味している。すなわち、ホーフゲノッセンシャフトの存在が、ホーフの自治抜きには考えられないのだ。そもそもドイツ人たちの下では、司法的な形式以外の形での自治というものはあり得なかった。というのも、司法的形式においてのみゲノッセンシャフトの構成員それぞれの自立性を超越した、即物的に作用する強制力が展開し得たからである。すなわち、ホーフゲノッセンシャフトとはホーフ裁判所であり、その慣習は法に、判決は命令となったのだ。

こうして法的に理解される自治には、ホーフ構成員の義務のみならず諸権利も含めた生活全体が包含されており、したがって、貢租と賦役もこれに服することになった。ホーフの民会において、両者が法となったのである。しかしまだ、歴史的直観に乏しく、それゆえ立法者による〔法〕改定の可能性に思い至らないような、低次の文化的発展段階においては、この法は永遠不変のものである。太古から伝わったこの法は神によって与えられ、その内容たるや運命論的に承認されたものであった。こうして農奴たちの貢租と賦役も変えるべからざるものとなり、カロリング朝時代の査定以来、変わらぬ姿をとどめ続けたのである。この貢租と賦役は当初、借地料という意味での、土地利用に対する正確な対価であったが、その後の300年間で、過去に例がないほどの地地上昇を横目に、それらはいかに変化していったのだろうか。

すでに12世紀末には、土地由来の収入に対する既存の借地料比率の下で、グルントヘルたちは経済的にみてほぼ土地を失ったも同然であったということに疑いの余地はない。ホーフに帰属するフーフエの完全な世襲化が始まる10世紀には、とにもかくにも領主の懐に経済的利潤のかなりの部分が転がりこんだことから、これらのフーフエでグルントヘル所有地と農奴保有地を区別することがまだ意味を持っていたのだが、いまやこうした状況はほとんど一掃されてしまった。すなわち、グルントヘル所有地はもはや経済的意味よりも、むしろ主として法的意味を有するものとなったのである。

こうした経緯に、ドイツ皇帝時代の貴族階級の抗い得ない経済的衰退の予兆がみられたとすれば、他方では、より低位の、農耕を営む階級が勝鬨を上げていたのだ。中世を通じて、農民が最も幸福を実感したのは、13世紀においてほかにはない。野蛮な享楽的生活が農村部に浸潤し、尊大さと思い上がりという病が、非力な人びとを広範に侵したのである。ところが、たくましい性質の持ち主たちは、この状況がもたらす恩恵をうまく利用する術を知っていた。すでに十字軍がある程度の人口移動を惹き起こしていた。幸運な状況を、経済力の蓄積と拡大された知識の集積のために利用するようなありとあらゆることが、農村地帯で実行に移され、鬱

勃たる憂慮の念が大部分の農村住民の心を支配した。いまや人びとは、新たに市民としての自由な生活を開始すべく都市へと流入するか、あるいはエルベの向こう側やドナウ下流の遙か彼方に土地を求めることとなり、その結果、現在ドイツ民族が散らばる地域の3分の2ほどの地域に、新たな植民地帯ドイツが建設されることとなった。住民のなかで故郷に残った者たちも、決して手を休めていたわけではなかった。人びとは、かつてより豊かになった。彼らは、全般的な経済的活況と、法的に基礎づけられた自由という観念的財産の欠如との間の矛盾に注視していた。彼らはこの矛盾に対して十分敏感であり、これを除去するためにはあらゆる有効な手段をとることを辞さなかった。

まさにこの点で、農村住民とグルントヘルの利害は再び一致することになったのだ。分別のあるグルントヘルにとって、土地への隷属を廃止し、それにより無論、自身の身分に属する政治的権力を手放す結果になろうとも、従来の関係から解放された領主直営地を直ちに自由借地へと転換し得たならば、物的利益がきわめて大きくなることは、容易に計算できたにちがいない。というのも、自由借地、なかでも定期借地は、まさに地代に関するゲノッセンシャフトの規定を破壊したところの保証、すなわち新規土地貸借の際に地代の上昇に応じた貸借料の値上げの保証をもたらしたからである。こうして農奴たちには物的犠牲が生じたものの、自由貸借の登場とともにホーフゲノッセンシャフトからの人格的解放の手段を手にしたのである。12世紀初頭とは、上記の考察を後づけるにはすでに十分なほど、少なからぬ農民が資本を蓄え、少なからぬグルントヘルがその資力を制限されていた時期であった。以後、自由貸借は年を追うごとに増え続け、自由な合意による農奴制の漸次的解体の展望が開けつつあるように思われた。

しかし、後期中世の展開は、この期待にはまったくそぐわないものとなった。

農民たちにとって有益な進歩に対する阻害要因の大部分はさしあたって、はからずも農民の階級的発展それ自体のなかに存在した。9世紀の農奴たちは、まだ土地に縛りつけられていなかったのに対して、オットーネン期末には、もはや土地へと緊縛されていたと考えられる。まずはこの発展とともに、きわめて大きな利点を得ることができたのだ。すなわち、いまやようやく農民は完全に定住化したのであり、土地の占有者に個人的に課されていた義務を土地そのものへと転嫁し、社会的興隆のなかで人的奉仕の重荷から自らを解放することが可能となったのである。しかし他方では、きたるべき数世代の間に、概して恒常的に上昇していく人口増加係数の影響も加わって、フーフエに縛りつけられた家族が、まもなく自身の構成員をもちや扶養することができないような時代に突入せざるを得なかったのではあるまいか。いまやフーフエを4分の1、場合によっては8分の1にまで分割することも可能であったとはいえ、いづれ限界が訪れた。ホーフに隷属するプロレタリアートの大群がますます増加の一途を辿った結果、最終的には、土地をまったく、あるいはほとんど持たず、ホーフへの隷属以外には一切の拘束を受けない階級が形成された。こうして醸成されつつある群集を農奴と呼ぶことには、もはやアイロニカルな響きしかなく、まもなく隷農という、よりの確な呼称がこれに取って代わ

ることとなった。中世も終わりにさしかかったころには、不断に脅威を増しつつ膨張を続けたこの隷農階級をいかに育て上げれば、自由貸借の恩恵に預からしめることができたというのだろうか。というのも、そもそも彼らには土地用益者身分の自立的な発展のための第一条件たる一定程度の資力、そして資本に支えられた意志の力が欠如していたからである。

農村労働階級の社会的上昇のための一般的条件も、同様に不利なものであった。シュタウフェン期後半は、商業取引の目覚ましい発展と、あらゆる工業が豊かに開花し始めた時代であった。貨幣経済が驚くべき速さで浸透し、先例のない物価上昇がわれわれの歴史における最大の経済革命の到来を告げたのである。とりわけ農村部において、この激変が従来のある権威構造の完全な機能停止と結び付いていたことは、不運であった。王権は弛緩し、聖職者階級も世俗貴族も、もはやほとんど持ちこたえる術を知らなかった。この新たな発展の恩恵を一方的に受けたのは、まず都市であった。すなわち貨幣経済は、本質的に都市と結び付いてその幕を開けたのである。その発展が異なる様相を呈していたならば、依然として大きな勢力を有していた貴族は、その新しい経済形態の利点を適切な形で農村部に伝えたであろうし、また、新たな経済形態の独自性を都市外でも機能させるためのほぼ唯一の機会を提供することとなったのが、自由な土地の賃貸借へと至った富裕な農民層の資本形成に限られることはなかったであろう。しかし、いまや都市は、ほとんど単独で貨幣経済の諸々の収益を掌中に収めることで、農村部よりも圧倒的な優位に立つことになり、かの都市と農村との間の対立が生じたのである。その対立の政治的な局面は、14/15世紀の戦争によって特徴づけられ、またその社会的・経済的な余波は、いまだ完全には克服されていない。そして、後期中世においては、この社会的・経済的な帰結は、たとえ容易には見出し得ないものだとしても、きわめて影響力の強いものであった。いかなる工業も、いかなる商業も、農村部においては開花しなかった。資本形成が妨げられ、資本が溢れんばかりに存在する都市から、資本は渋々ながら、不当なまでの高利で、そして無分別に貸与された。その帰結は停滞であった。すなわち、農村労働階級の後退がそこかしこでみられた。そして、社会経済的にみて不十分な状況のさまざまな帰結は、流血の騒擾へと至り、数世代にわたる動乱をもたらした。

したがって、広範な社会経済的帰結をともなうグルントヘルシャフトの崩壊は、13世紀の一般的な状態から当初、期待し得たような成果をもたらさなかった。グルントヘルシャフトの崩壊は、グルントヘルたち自身にとって、またそれに劣らず、農村労働階級にとっても不幸なことであった。しかし、社会経済的な観点からみて、すでに12世紀末には、グルントヘルシャフトの重要性は失われていた。グルントヘルシャフトは8/9世紀に、さしあたり政治的な観点から形成されたが、しかし直ちに純粋に経済的な性格が強まったので、12世紀に通用した考え方は、完全に別のものであった。12世紀に、グルントヘルシャフトは、圧倒的に法的な、あるいはより正確に言えば、半ば国家的な機構として現れた。グルントヘルシャフトは、すでに後期中世の領域国家形成の萌芽となったのである。

このようなグルントヘルシャフトの変化は、いかにして起こったのであろうか。

われわれ国民の根源的な国制形成にまで遡らなければ、この疑問に答えることはできない。なぜなら、グルントヘルシャフトは、その破壊された多元的構造の法実質によって、より長期にわたり、かつより多く満たされ、さらにこのような仕方、国家による地方統治の権利をより長期にわたり、かつより多くその手中に収めることを通じて、最も効果的に領域国家成立を準備する手段になるからである。

われわれは、先の考察で、かの時代の古きフンデルトシャフトから離れていた。その時代とは、フンデルトシャフトが、その内部では、新たに分節化が進むことによって多くの点で制約を受けることとなり、根源的な意味では衰退していたのであるが、表面的には、フンデルトシャフトが故郷の地における最初の定住過程に現れたときのごとく、かつての外観を維持していた時代である。このような形で個々のフンデルトシャフトは、つねに少なくない土地を包摂していたが、定住者が多い上に、早くから定住の進んでいたモーゼル地域においては、5平方マイルにまで及ぶ規模のフンデルトシャフトの存在が確認される。このような大規模な土地拡大と、当初は数の少なかった定住地と住民に対して、経済的、国家的・法的、また国家的・軍事的な目的にとって一様に有用で、かつ唯一不可分の秩序が存在していた。その秩序は、最も下位の枠組みであり、そこでは国家権力が依然として影響力を持っていたのである。

このような組織が、その規模のゆえに、急激に増加する人口と拡大する定住化の犠牲になったにちがいないということは明らかである。2～3世紀が経つと、人口が非常に増加したために、全成員のための統一的な平和維持を通じた、全構成員一致で行われるフンデルトシャフトの営みは、もはや不可能になってしまう。必然的に、下位組織形成の必要性が浮かび上がらざるを得なかったのである。

6世紀のフランク人の立法は、次のような結論を引き出した。すなわち、フンデルトシャフトを、より多くのツェンデライ Zenderei——数にして9～14の範囲に収まるものがほとんどであった——へと解体し、このツェンデライを、とりわけ平和維持のための国家のポリツァイ管区として規定した。このような目的のため、あらゆるツェンデライには、ツェンデライ共同体によって選出され、ツェンダー Zenderやハイムブルク Heimburgとして、国制的に確固とした地位を与えられた代表者がいた。この共同体の代表者は、国家の委任によって平和維持の義務を負い、その目的のためにゲマインデの軍事指揮権と、フンデルトシャフト法廷、すなわちフランク人の国制において整備されたかつての法廷における犯罪の告訴権とを有していたのである。

本来の制度は、このようなものであった。このような6世紀の産物は、さらに洗練されていくことになる。正規のフンデルトシャフト法廷において、参審人の職が形成されるや否や、当然ツェンデライがその代表者を参審人として派遣し、彼らは、ツェンダーとしての営みのゆえに、しばしば裁判に関わった。これに劣らず単純明快なのは、このとき以来、次第にフンノ Hunnoないしトゥンギーヌス Thunginus、すなわちかつてのフンデルトシャフト裁判人が持つ諸権利がツェンダーに引き継がれたことである。そして、ツェンダーは、フンノが担ってい

た行為をツェンデライにおいて局地的に執行すること、すなわち、フンノの権利である刑執行権と差し押さえ権に関わった。このようにしてツェンデライは、ますます裁判権の単位になっていった。すなわち、ゲマインデは、法を犯した者の追跡を義務付けられ、したがって場合によっては裁判・ポリツァイ的な措置を目的として軍事的に——フンデルトシャフト法廷における事情と同様に——協力し合い、最終的にツェンデライの代表者は、相当に拡大された裁判による刑執行権を持つことになった。この最後の点は、特に強調されなければならない。刑執行権は、ドイツ法によると、まさに裁判権保有者の主要な権利である。この権利に応じてツェンデライ、すなわちフンデルトシャフトのかつての下位ポリツァイ管区が、フンデルトシャフト法廷の下級裁判のために形成されたとすると、このことはいかに容易に理解できることだろうか。フンデルトシャフト法廷はまさに上級裁判所であり、それゆえに本質的には刑事裁判を担い、その一方でツェンデライ法廷は下級裁判所であり、かつ民事裁判所であった。これが、ドイツ皇帝時代に至るまで、すなわち12/13世紀にフンデルトシャフト法廷が最終的に崩壊する数世紀前までに、いたるところで多かれ少なかれ到達された形態である。それに応じてツェンデラーが、いまや裁判人として現れる。またツェンデラーは、たいてい7人の参審人によって構成されるツェンデライ参審人席の判決を言い渡すのである。

しかし、このような経緯によって、すなわちかつてのフンデルトシャフトの裁判の一部が下位組織へと転移したことによって、フンデルトシャフトにおけるかつての法的・経済的利害の統合は解体されなかったであろうか。裁判と同様に、経済的利害がフンデルトシャフトの機能を分離し、またより小さな管区へとその機能の一部を引き継がせることは可能であったのであろうか。

数世紀来、開墾が行われてきた。フンデルトシャフトマルクにおける1つの、あるいは2～3の集落に代わって、多くの村落とホーフが現れた。かつての放牧地利用は、世代から世代へと受け継がれるうちに、より切実であった耕地としての利用に、ますます抗い得なくなった。それとともにフンデルトシャフトにおける共同の経済的営みが、よりいっそう衰退し、個別の耕地形成と個別の協議が、より大きな効力を獲得したことほど、自然なことがあったであろうか。すでに裁判制度が、かつての非常に大きな諸団体の崩壊を求めたように、経済発展は、よりいっそうその崩壊を求めた。ツェンデライは、容易に経済団体をも形成したのである。

そして、経済の集中の度合いがさらに増し、定住が継続し、じきにほとんどのツェンデライが、さらに多くの村落を包み込むことになった。たしかに個々の集落は昔から、共同のマルクから分割された本来の耕地と近隣の荒地および森林からなる開墾用地に対して、経済生活上の特別な規制を強いていた。もっとも、比較的初期の頃のこうした規制に関して、史料は何もわれわれに語ってくれないのであるが。いまや、開墾地の集約化が進むと、諸々の局地的な規制が出現した。これらの規則は、1つの形式上の体系として完成し、村落マルクにおけるツェンデライマルクの下位区分をももたらしたのである。

したがって、経済の進歩は、フンデルトシャフトの空間的統一に対するその破壊的な影響に

において、裁判制度のそれを凌駕していた。二重に、また時には三重に繰り返された形成過程において、かつての経済体制は、フンデルトシャフトからツェンデライへ、ツェンデライから村落ゲマインデへと下方転移していった。すでに皇帝時代には、とりわけ森林と放牧地に対する共同所有の、いまだ明らかにされていない関係が、元来存在していた有機体の存続を明確に示していた。

村落経済が洗練されていくなか、経済体制についての古い発想が衰退へと向かうのに、さほど長くはかからなかった。およそ9世紀には、村落マルク共同体が力強く形成され始め、12世紀までにはほぼ全般的な完成をみた。すでに13世紀の後半には、ゲマインデの分割が起こり、その結果、最終的にマルク共同体のかつての秩序は、完全な解体を余儀なくされた。この解体の過程は、中世に由来するかつての村落ゲマインデから、16世紀に人格共同体Personalgemeindeが、そしてフランス革命以降は政治的ゲマインデが形成され始めるまで、散発的かつ飛躍的な発展を示しつつ、その後も長期にわたり、部分的には現在に至るまで持続している*。

その一方で後期カロリング期以降、ツェンデライから村落マルクゲマインデへと、原初的な経済的思考がすでに移り変わっていたのに伴ない、かつての経済体制の崩壊へと向かう、最初の重大な一歩が踏み出されたのだ。すなわち、村落ゲマインデは一般に下級裁判権を構成せず、ここにおいて司法的利害と経済的利害の一体性は粉碎され、マルク共同体で徴収されたマルクアイヌングMarkeinungは裁判による料料の対象ではなくなり、ゲノッセンシャフト的な行政は、これを国家の利害と結び付けていた司法体制の、生氣ある構成要素から分離し、縮小していったのである。

しかしながら、経済と法のかつての結び付きが解体し始めたまさにこの時代に、グルントヘルシャフトは、自立化した経済体制へと向かっていったのである。たしかにグルントヘル所有地は、散在フーフエの形態をとっており、多かれ少なかれともに影響力を喪失したグルントヘルがいたるところに多数存在したが、同時に、1人のグルントヘル所有地がまとまって存在するマルクも数多く見受けられた。そしてそのようなところでは、通常、グルントヘルは荘園管理人が1人配置された。土地所有はグルントヘルはの基盤であり、荘園管理人はグルントヘルの影響力行使のための機関だったのである。しばしばそこにゲマインデ全体による権力者に対する保護の要請が加わり、グルントヘルのさらなる影響力増大に利することとなった。そしてグルントヘルはこうした権力をすべて、折に触れて、マルク共同体を力で服従させることへと振り向けたのである。マルク内部では一方で、個人の介入権が、ドイツのゲノッセンシャフト法にしたがって広範囲に保持されていたが、同時に利用可能な土地の大部分が、共同利用のために残されていた。この両制度に、グルントヘルは不快感を抱いていた。すなわちグルント

*原註：この部分に補説としてドイツのフンデルトシャフトの歴史に関する比較的長い考察を付け加えようと考えていた。それというのも、古くからの（非植民地域）ドイツのほとんどの部分におけるフンデルトシャフトの発展が、ここで詳細に描いたモーゼル地域でのフンデルトシャフトの発展と、本質的には変わらないことを立証したかったからである。しかしこうした企図は、本書執筆の全般的効率性がかんがみて、放棄せざるを得なかった。

ヘルにとっては、自らの耕地をほしいままに拡張し、新たな土地を包括的に開墾することが重要だったのである。そしてグルントヘルのホーフゲノッセンシャフトはしばしば、自由なマルク共同体とは正反対の状況に陥る可能性があったのである。こうした試みとそれを阻む諸矛盾によって、自らがマルクの支配者となり、マルク成員をいまやマルク支配者のものとなった土地の用益権者とし、あらゆる土地に隷属したホーフ成員をマルク成員に、その一方でマルク成員は多かれ少なかれホーフ成員に依存する階級に変えてしまおうという発想に、グルントヘルは取り憑かれることになった。

ほとんどの場合、この目的は成就された。いたるところでグルントヘルによるマルク支配が凱歌をあげて確立された。ごくわずかなゲマインデだけが、自由なマルク共同体として、シュタウフェン期にまで存続したのである。

とはいえグルントヘルは、単にマルク支配を確立するだけで満足することはなかった。グルントヘルに隷属するホーフゲノッセンシャフトは同時に、裁判官としての荘園管理人と独自の参審人を擁する、農奴に対する特殊な裁判制度の枠組みを構成していた。いまやこの農奴のゲノッセンシャフトに、従来自由であった共同体からマルク隷属民が流入してきたために、ここでは、これまで特定の人物を対象としていたホーフ裁判所は、閉じられた空間を対象とする村落裁判所あるいは下級裁判所へと拡大せざるを得なくなったのではあるまいか。実際のところ、この発展はかなりの法則性をもって生じていたのである。グルントヘルの荘園管理人はマルクに隷属する村落の下級裁判所の裁判官となり、かつてのマルク集會はおよそ9世紀以降、国家的な裁判制度との結び付きを奪われ、アイヌングに関する訴訟のごとく、民事上の係争が生じると、同じグルントヘルに帰属する村落裁判所のもとで、隣人間で処理していたのである。

この経過とともにグルントヘルシャフトは、かつてのフンデルトシャフトの解体に由来する諸構造の最末端の領域にまで入り込んだのである。司法面でも経済面でも最末端の団体であったツェンデライの領域を純粋に経済的な面で越えていった、かの構造がまさしく、孤立化と純粋に経済的な基盤の抵抗力の不十分さによって、犠牲となったのである。

しかし、グルントヘルたちの権力はさらに拡大した。数多くの下級裁判所が隣り合うことも稀ではなく、そのすべてにおいて、裁判官として、同時に経済官吏としての荘園管理人が存在した。そうであるならば、この末端の裁判所に、新たに特別なグルントヘル直属の裁判官を据え、その上、下級裁判所の創設以来、はるか昔からその務めを果たしていた荘園管理人を排除しようとするのも、きわめて自然ではあるまいか。この発想の実践が最も効果を発揮したのは、家人である荘園管理人が自立を果たそうとしているときを除いて他にあり得ようか。こうして12世紀後半には、ある合意へと向かう一歩が踏み出されたのである。すなわち荘園管理人の職務が、単なる地代の徴収へと制限され、統合された裁判所の頂点には、シュルトハイス Schultheiß が就くことになったのだ。

こうした展開は、非常に広範な意味を持つ。いまやマルク共同体の最末端組織であるオルツ

ゲマインデOrtsgemeindeは、ふたたびあらゆる司法上の自律的行為の権限を奪われ、新たな下級裁判所には、わずかに2～3人の参審人を送り込むだけとなったのである。新しい下級裁判所における参審人の職は、参審人の数が制限されるなか、かつての参審人職から成り立っていた。その他の点において、オルツゲマインデは、依然として経済共同体であった。しかし、もはや自由な経済共同体ではなくなったのである。荘園管理人は以前と変わらずマルク集会の議長にとどまり、そこで課された罰金はすべて、あるいは部分的にグルントヘルの金庫に流れ込んだ。ところで、規模が拡大された下級裁判所の影響力は、およそ13世紀の初めに顕在化し始めたのだが、その影響力は当初どの程度のものであったのだろうか。この下級裁判所は、その形成に伴い、かつてのツェンデライの領域に分け入ったのである。下級裁判所は、ツェンデライの少なからぬ部分を解体したのである。その権限によってツェンデライ裁判所と全面的な競争を展開し、ここでも最終的な帰結として、かつての自立的な構造のほぼ完全な破壊を招いたのである。

これによって、フンデルトシャフトの筆頭下部団体であったツェンデライは崩壊し、さらなる発展には無用の存在となった。いたるところに散乱したその残骸は、長きにわたって裁判制度の基盤を覆うことになり、完全に統一的な裁判体系の構築を妨げたのである。

いまや唯一残されたのは、すでにツェンデライやオルツゲマインデの衰退によって、その境界がひどく損なわれていた、フンデルトシャフトの中核をなす上級裁判所の解体であった。

メロヴィング期には、自由人によって選出されたフォルクスベアムター Volksbeamter、すなわちトゥンギーヌスが、フンデルトシャフトの判事であった。伯は、王の行政官として、司法そのものには一切関わりを持たなかった。これはカロリング期と異なる。しかし、君主制の思想が興隆するとともに、それは裁判制度の構造にも影響を及ぼし、伯はフンデルトシャフト所在地域の判事となったのである。とはいえ、この王権の力強い拡大は、カロリング期の数百年間に入ると、さほど長いあいだ続くことはなかった。その後すぐにフンノが、フンデルトシャフトの判事としてふたたび登場した。このような状況下で、伯の影響力は、フンノがいまや伯から封土を与えられる形をとるという点においてのみ、従来と変わらぬ姿をみせ続けたのである。こうしていまやフンノは、カロリング朝的な意味において、伯に帰属していた裁判権の新たな保有者、すなわち上級裁判領主として姿を現すことになった。さらにフンノは、ドイツ皇帝時代における諸王やその他の裁判領主たちと同様の意向から、自身の裁判権を行使したのである。つまり彼は、裁判権を利用価値の大きい個人的権利とみなし、売却、担保および分割の対象としたのである。このようにして、適度な数に保たれていたかつてのフンデルトシャフト裁判所から、新たに幾ダースもの小規模な上級裁判所が誕生した。その境界は、偶然に左右されつつ決定されたのである。そして、その内部では、われわれの民族が有していた最古の国制の基盤の残響が、ほとんど気づかれることのないまま、消えていった。この最古の裁判権の残滓の買い手は、グルントヘルであった。これにより、かつてフンデルトシャフトが有した豊かな財産のなかから、最後の遺産が労せずしてグルントヘルに直接受け継がれたのである。

もちろん、領主権の次元ではすでに以前から部分的にはまさに突出したグルントヘルが有する所領のために、上級裁判所が別個に形成され、これによってかつての国家による裁判の崩壊が生じていた。いましがた述べたように、フンデルトシャフト法廷が、それぞれ自立的な、長期にわたる、また風化にも似た一連の経緯を通じて崩壊したのとは反対に、一度限りの上からの特権付与を通じて、グルントヘルの上級裁判所が権威主義的に形成された。この特権付与の表出が、王のイムニテートImmunitätである。このような理由で、すでにカロリング期の末期以降、グルントヘルの上級裁判所が発展し、したがって半ば国家的な権力をグルントヘル個人が掌中に収めたのである。

こうしたことは、シュタウフェン期のグルントヘルシャフトが、とりわけ法的かつ半ば国家的な形態として現れたことから、すなわち、まさにこの時代にこのような〔グルントヘルシャフトの〕特徴がすでにシュルトハイスの裁判人職の創出において誤解の余地なく現れたことから、自明なことといえよう。その時点でグルントヘルシャフトは、太古の時代の古い経済体制を少なからず自らのなかに吸収し、あるいは木々端微塵にし、形骸化させた。グルントヘルシャフトは、フンデルトシャフトの、またその下位レベルで展開した法制度をいたるところで打ち破り、また、しばしば完全に破壊した。そして、グルントヘルシャフトは、かつての下級法廷とフンデルトシャフト法廷の地位に、新たな下級法廷と上級法廷を据えた。しかし、フンデルトシャフト体制の崩壊とともに農村部から国家の影響は消え去った。それに代わって、国家の要求のもとで、グルントヘルが影響力を有することとなる。グルントヘルシャフトが領域形成のために用いたのは、まさに自身の影響力と、またこれに劣らず、国家からの要求の双方であった。

大規模なグルントヘルシャフトにおいて、すでにシュタウフェン期以降に領域的な諸々の目的をとめない始めた非常に強力な干渉に対して、これまでいまだグルントヘル形成の外部で自立的に暮らしてきた一般の自由人たちが、もはや長く抗うことができなかつたとしても、それは驚くに当たるであろうか。

11世紀半ば頃に、このような自由人たちにとって決断すべき時代が始まった。彼らは、特に有利な立場にあるというわけではなかったがゆえに、緩慢な成長のなかで下級貴族の形成が始まる最初の時期に、そこに自らを組み込むことができた。したがって、彼らには、保護、すなわち彼らの隣人の大グルントヘルたちにもっぱら依存するほかになかった。8/9世紀の現象は、より規模を小さくして繰り返された。この現象の影響の下、ほとんどいたるところで、カロリング期の崩壊のなかを生き延びた、ゲルマン的共同の自由の最後の残滓が消滅した。しかし、新たな保護を必要とする者たちの運命は、カロリング期に没落した自由人たちのそれよりも穏やかなものであった。こうしたなか、財産譲渡と託身がようやく、10世紀及びそれ以降の数世紀の農奴制へと至り、また、国家がその最初の高権を強力に維持していたカロリング期に、保護を求める自由人たちが庇護者との間に切り結ぶ関係を、地代依存の圧倒的に私法的な形態における以外に、確固としたものにするにはできなかつたので、このような前提は11

世紀までに、根底から覆されることとなった。いまやグルントヘルの庇護者は、同時に司法上の支配者であり、国家高権の大部分は無条件で彼らの手中にあった。さしあたり保護の対価としての司法上の支配の受け入れだけが考慮の対象となり得た、個々の自由人と自由な共同体との保護の引き受けが可能となった。このような基礎の上で、シュタウフェン期以降はとりわけ強力に、フライフォークタイ庇護民freivogteiliche Leuteとフライマルクフォークタイ庇護民freimarkvogteiliche Leuteという身分が発展する。フォークトに対してさしあたり司法的、すなわち国家的な関係においてのみ従属するこの身分の人びとは、後世のラント臣民の最初の見本として考えるには、最も適格であろう。もちろん、フォークトの願望と実際にとった措置は、こうした単純な関係の承認をはるかに越えるものであった。フォークタイ庇護民と並び、農奴も服属していた。農奴が地代を支払ったように、フォークタイ庇護民も保護を受け、司法上の恭順を示すために、一定の税を支払い、また奉仕をした。カロリング期に託身を行った自由人や非自由人たちと同様に、地代〔を支払うという形で〕従属していた点では等しかった、フォークタイ庇護民と農奴たちは、同じ社会的立場、すなわち領主に対する同様の地位という帰結を引き出したという思いに駆られた。そして、すでにカロリング期とまったく同じく、貨幣経済の展開や、土地の自由な賃貸借、頻繁な移住、レーエン的な葡萄栽培の発展の影響の下で、土地緊縛がきわめて自由な形態を取り始めていたという事情により、こうした帰結を引き出すことは、非常に容易だったのではなかろうか。すでに13世紀にレント取受のグルントヘルシャフトが、完全に形成されていた。フォークタイ庇護民の支払いも、レントの支払いとして生じ得た。他方で、フォークタイ庇護民が庇護者の裁判権にのみ服したとすると、領主権も大部分が裁判領主的高権の関係へと解消しなかったのだろうか。このような一連の展開は、すぐに顕現した。農奴制とフォークタイ〔支配〕との間の比較的小さな相違が多少強調され続けたとしても、農奴階級とフォークタイ〔庇護民〕階級は、14世紀の非自立的な「困窮した」人びとの大集団へと完全に融合していった。

そして、このような一元化〔の過程〕において、領域の臣民という概念が形成された。農奴とフォークタイ庇護民は、複数の階級を形成したのではなく、農村部の労働諸階級〔という1つの階級〕を形成した。グルントヘルとフォークタイへの服従と同じような経緯で、彼らがランデスヘルの下で結合し、その支配に服するなかで、領域権力の人格的基礎が容易に形成され、またラントに服属する人びとが獲得されたのである。

そして、農村部の社会的指導層である、ミニステリアーレン的な小貴族や、かつての貴族的グルントヘル、あるいは聖界の諸団体についてはどうであったのであろうか。彼らも、経緯は異なったが、領域的な思想にとらわれた。ランデスヘルは、特別な手段ではなく、まず、すでに手がけていた手段をとった。ここではさしあたり、新しい独特の領域身分を形成することが問題とされたのではない。むしろ、これらの集団が帝国との間に築いていた関係を、巧みにラント権力とのそれに移行させることが重視された。いまや突出した聖界諸団体と大グルントヘルたちは、将来のラントの境界線内において、オットーネン期以降、ほとんど陪臣のように帝

国に結びつき、レーエンによる誠実という概念のみが、皇帝との関係を律してきた。それに代わり、いまやランダスヘルに対する、レーエンによる誠実という概念が必然的に現れた。各領域のレーエンホーフLehnhofは、ラント住民のなかの比較的上位にいるあらゆる社会層の結節点になった。ミニステリアーレンもここに含まれる。はるか以前から、これらの階層において、かつての奉仕関係がレーエン関係へと変化し始めていた。いまやこれらの階層は、一連の変動において、他の陪臣たちのなかに編入された。そして、騎士身分として、その他の旧貴族のレーエン身分に服属せしめられた。こうして、領域内の比較的上位の階層の影響力と権力が、ランダスヘルの意のままになったとしても、次の点は誤解してはならない。すなわち、貴族をラントの利害関係に組み込むことが、もともとは純粹に双務的な契約関係に基づいていたということである。こうした事実と、身分制におけるこのような事実の国制適合的な顕現が覆い隠され、排除されるまでに、また、あらゆるラント住民を包括する純粹な臣民概念が発展するまでには、幾世紀にも及ぶ強靱な意志に基づく営為が必要であった。

しかし、このような営為はゆっくりと進められていった。またこの営為は、フンデルトシャフト、ツェンデライ、そしてマルク共同体などの瓦礫の山となっている古い自律的な国制上の残滓を、その解体再編を通じて処理することを余儀なくされた。そして、グルントヘルシャフトとフォークタイにおける、もはや時代遅れとなった権威主義的な構造を、恣意的な変成のなかにおいて、その目的に適合させざるを得なかった。ここから、まったく新たな生命を吹き込まれた領域有機体が姿を現すこととなったのである。当然ながら、ラントの社会的指導層も、この有機体への完全な服従を強制されることがあり得たのである。

後期中世は、このような方向でのランダスヘルの営みによって埋め尽くされ、そればかりか、この営為は後期中世を越えて、その後の時代にまで及ぶ。領主とフォークタイがかつて有していた権利や、また、領域貴族に対するレーエン受封者の強制権、そして、司法と行政、とりわけ財政の領域において次第にその掌中に収めつつあった帝国高権を起点として、ランダスヘルたちは、ラントの全般的な繁栄という目的のもとで、簡略化された諸関係を追求求めた。

そして、何と素晴らしいことであろうか、彼らは、こうした理想に接近し得る術を展開させることができたのである。なかんずく、全般的な保護という思考、ならびに非常に有機的な総体への領域的帰属という思考の下で、いまだに細分化されたまま点在していた所領を束ねるために、十分な権力を展開させることが問題となったにちがいない。そのためには、隣接する、場合によってはランダスヘルの領地によって完全に取り囲まれていた、小規模なグルントヘルたちの妬みに基づく行動に対して、特に強力な財政的優越が欠かせなかった。きわめて多種多様な権益に基づく、古くからのランダスヘルの収入を徹底的に再編することのみ、この目的を達成することができた。財務上の自然経済的なあり方が全般的に終わりを告げ、貨幣経済が緒についた時期であったからこそ、この再編は貫徹され、しかも、かように透徹し、かように新たな財政観が織込まれたものとなり得たのである。グルントヘルやフォークタイ、ならびにその他の半私法的性格と由来を有する古くからの収入は、可能な限り整理統合され、間接税へ

と発展していった。それらを補完したのが、間接的な性質を持つ第二の税源として、かつての帝国法に規定されたレガリーエンRegalienから力強く展開した租税と収益であった。こうした展開が14/15世紀に進むにつれ、これらの間接税群に対して、直接税の制度がますます強力かつ広範に対置されるようになっていった。臣民たちについては、まだ稚拙な所得税あるいは財産税たるラント特別税の形で、封臣身分の者たちについては、援助金や分担金の形で、あらゆる領域住民がこの制度に従属するようになったのである。黒死病の発生や、鞭打ち苦行団の出現、そしてユダヤ人の虐殺がみられたきわめて悲惨な時期に至るまでの、シュタウフェン期以降の数世紀、すなわち領域形成が終局にさしかかった時期にあっては、これらの定期的な収入と並んで、他の特別な財源の一群も重要であった。完全な思い違いでなければ、後期中世における大資本家であり、大銀行家でもあったユダヤ人たちは、この時代、トリアー選定侯領と同様に多くの領域で、ランデスヘルたちの財政を強化するために活発に利用されたのである。彼らの私的営利活動をランデスヘルの力で保護し、あわよくばさらにその経験をラント財政の切り盛りへと活用することで、同時に、もはや看過できぬ規模にまで膨れ上がった債務の全体を、彼らの信用と豊かな資本によって保証しようとしたのである。この債務は、さしあたりラントの境界を可能な限り拡張して、完全に確定する手段として利用された。小規模なグルントヘルシャフトが購入され、フォークタイも買い取られるか、あるいは債務の形として差し押さえられた。新たな従属関係が構築され、それとともに、不完全であった権利と不十分であった影響力の獲得を通じて、領域内の結びつきや、統一、そして秩序が形成されたのである。

同時に、軍事的設備の拡張と、それに伴う初めての完全なラント平和実現のために、過剰なほど多額の資金が注ぎ込まれた。ランデスヘルの影響力が浸透し、かつ直ちにそれがグルントヘルやフォークトの権利あるいは高権に反映されたところでのみ、この影響力を強化するために城塞が建設され、そこには、官職として採用された免官可能な城伯の下、自由な俸給制関係を通じて雇われた守備隊が配備されたのである。適切に配置された城塞設備によるラントの治安維持が、同時に、他の面でもいかに有益に作用したことか。臣民たちは、城伯を上位の者としてみなすことを当然のこととし、またランデスヘルに任命された後ろ盾としてみなすことに慣れていった。こうして城伯は、その軍事的な職務とならんで、ラントの官吏となり、城塞そのものが官庁の所在地に、その影響下にあるラント内の地域はその管轄区域となったのである。農村部における新たな管轄区分は、あらゆる土台のなかでも最も自然なもの、すなわち平和の要求と平和の維持に基づいて樹立された。そして、軍事行政のなかから、初めて真の領域行政が誕生したのである。この核が、それ以降、その他ありとあらゆるラント行政上必要とされる拠り所となった。旧体制の上級裁判所は、その起源と管轄範囲がいかに雑多であろうとも、いまや新たな管轄区分に均されて、場合によっては、唯一の官職上級裁判所の生成につながることとなった。そしてグルントヘル裁判所のシュルトハイストと、まだわずかながらも残存していたかつての自由なツェンデライ、あるいは下級裁判所のツェンダーは、彼らの司法上の執行権を、所轄官吏の保護に委ね、じきに完全に譲り渡すこととなった。同様にランデスヘル

の財政も、多かれ少なかれ、官職の管轄区分とのつながりを求めるようになった。シュルトハイスが裁判手数料から得た収入や、荘園管理人がグルントヘルやフォークタイの貢租から得た収入など、ある官職の手に入った収入が何であろうと、それは共通の所轄納税所に引き渡された。この納税所は、官職の業務とは切り離されて特別に管理され、1人の財務官吏が統轄していた。

新たな地方行政の円滑な構築が、ランデスヘルと同じく周到な中央行政の展開によって牽引されたということは、いうまでもないだろう。とはいえ、相互の権限に関する外面上の規定を除けば、両者の統治業務を相互に結びつけた概念は、官職の概念であった。初期の自然経済期中世においては、まさに封臣の概念が、また他方では奉仕の概念が、統治業務の遂行に際して利用され得た。しかしこの両概念だけでは、いまや必要とされるようになった、自由な、そして同時に世代を経るにつれて強力に集権化された行政を処理することはできなくなった。封臣による行政は、過剰に容認された自立性により、中央とのあらゆる結びつきを喪失した。奉仕による行政は、高位のミニステリアリテートに属する家人がレーエン行政を担うに至らない限り、重い責任を伴う業務に不可欠の自由な地位へと昇格することがなかった。したがって、新たな要請を満たし得るのは、新たな行政制度だけであった。この制度は、13世紀に徐々に、既存の統治構造の中から立ち現れ、官職概念の核心部分へと発展した。しかしその形成は、貨幣経済の登場と不可避的に結びついており、その成熟には、ランデスヘル側からの後押しをごくわずかしかな必要としなかった。経済史的観点からみれば、封臣制は、諸官職の世襲制に行き着いたのである。というのも、官職の俸禄が現物収入だったからであり、俸禄の支給が、同時に、実りをもたらす土地の授与と結合せざるを得ず、それに伴い官吏は、単に俸禄を享受するのみならず、その俸禄を生み出す源泉を占有することにもなったからである。行政の中央集権化がまだ発達していない状況においては、俸禄のこのような基礎付けが、官職の世襲制と結び付くのは必至であった。しかしおよそ12世紀の後半以降、いまやより頻繁に、貨幣給付に基づいた授封を行うことが可能となった。この授封に際して封臣は、レーエン金Lehnsgelderの支払いを可能にしていた収入源を占有できなくなったのである。これを起点としてまもなく、広範な帰結を伴うレーエン制の激変が起きた。レーエン金を支払うことで世襲制が回避されたため、期限付きレーエンが一般的となった。同時に、受封者による年ごとの金銭によるレーエン制的勤務の代納Lehnzählungenに基づいて、レーエン法の一般的要求以外にも、いまや再びある種の給付が求められたことで、13世紀初頭以降、奉仕封の概念が生成することとなった。しかし、期限付きの奉仕封と官職とははっきりと分かつものとは、一体何であったのであろうか。わずか数世代のうちに、かつてのレーエン概念および奉仕概念は完全に動揺をきたし、それらの古い概念の外皮を破って、ラント行政に包括的かつ即座に適用可能な新たな官職概念が、明瞭に現出したのである。

さらに地方行政と並んで中央行政も、この概念に応じて展開された。学識のある者も、そうでない者も含めて、その構成員のほとんどが貴族からなるラートRatがランデスヘルを取り巻

くようになり、ランデスヘルはラート構成員1人ひとりを官職として採用し、自らの意向にしたがって編成した。このラートを通じて、ランデスヘルが並外れて強力な手段を手中に収めていたことは、疑う余地もない。その後およそ15世紀中葉に至るまでの十分に長い期間、ランデスヘルはこのラートを分割せず、その構成員たちを思い通りに使い続けたのである。時代が要請したのは、とりわけ、領域内のさまざまに異なる由来を有する諸地域の一体化を進めるとともに、各地域間で相互に無限の差異をみせる法と権利を調整し、さらに、領域の自律性について次々に移り変わる解釈と、一致する気配すらみせない帝国思想の取り扱いとの下で、外部に対してラント利害を強力に打ち出すことであった。それには、これらすべての要請に柔軟に応じることができ、かつ通常の行政業務を安定的に処理しつつ、過渡的な諸制度や時代の要求にも適応し得るような中央行政を利用するほかなかった。そのような中央行政こそ、委員会制度を持つラートであった。この委員会制度の下では、目的の特殊性に応じて、委員会構成員全体の編成を大きく変更することが認められていた。そこでは、個別の省庁や部局こそ欠いてはいたものの、まさにこのような柔軟性こそが、まだ形成されたばかりの領域国家の最も特筆すべきメルクマールの1つであった。

しかし中世の終わりとともに、また別の展開局面が始まったのである。いまや領域の境界は閉じられた。帝国内部における自由な地位は、包括的な特権がより長期にわたり事実上存続することを通じて保証された。いまや領域内部における既存の統治構造の概要が把握され、その構造は、統一的な領域権力の最高次の目的を考慮することによって、明確になった。領域は、集合体から有機体になり、独自の方向性を有する法的ならびに経済的な発展傾向の集合体から統一国家に、そして統一的経済組織になった。ラントがこのような生物学的個体へと変容するのに伴い、個体のあらゆる生物学的エゴイズムもまた一般的になった。いまや新たな統一国家の理想、すなわち領域とラント住民のヴォールファールト Wohlfahrt がもたらされた。領主権としてランデスヘルが有するあらゆる手段を講じてでも、ヴォールファールトを実現することが要求された。自己に有利な特権的地位を獲得するために、他の領域国家と対抗しつつ、ラントを一個体として完成することが企図された。こうして、豊かな新しい政治的目的が生み出された。領域は、国家としてあらゆる局面に姿を現わすこととなった。また、対外政策においては、単なる勢力拡大だけでなく、商業上の優位性の獲得と、農工業の強化も図られた。また、対内政策においてランデスヘルは、初めて本腰を入れて、反抗的な諸身分を、体系的なラント住民関係に適合させようと試み、また下層臣民の経済的ならびに社会的状態に利するように保護を拡大しようとした。

まさにこの最後の関係において、いまや早急な援助が必要になる。中世前期の末以降には、農奴とフォークタイ庇護民という下層階級は、ほとんど放置されたままであった。いまや下層臣民たちは、彼らに直接関わるあらゆる自律的かつ権威的な既存の諸制度の崩壊によってもたらされた、信じがたいまでに異常な境遇に呻吟することになった。マルク共同体については、従来の重要性は失われ、ほとんどその影しか残らなかった。この大集団は、かつてのフンデル

トシャフトあるいはツェンデライを基盤としていたのであり、経済的利用と支配実践のなかで、同様に再起不能なまでに崩壊した。また、比較的小さな集団は、グルントヘルのマルク支配のなかに埋没してしまうか、あるいは売却ないし個々の共有地の喪失を通じて破碎されてしまった。グルントヘルシャフトは、もはやいかなる支えも与えてくれなかった。かつて周囲の情勢に非常に巧みに順応していたその上級支配は、どこに残存していたのかというのであろうか。荘園管理人による穏健な裁判、規則通り〔実施され〕急き立てられることがない地代の徴収、そして農奴の子息にとって好都合な土地拡大が、どこに残されていたというのであろうか。このような福利の大部分は、自然経済的性質を持つ諸制度を基盤としていた。そして、この福利は、農村部における貨幣経済の活動によって、動揺をきたしつつ、衰えていったにちがいない。あるいは、これらの福利は、いまだに完了しない開墾から成長していったものである。しかし、土地拡大は13世紀初め以降みられなくなり、農村では、もはや十分とはいえなくなった食料供給のために、人口が真に過剰になった。このような厳しい現実に対して、自由な小作関係の展開、下層民の法的自由の拡大、そして都市の成長などの多くの喜ばしい発展は、あまり助けにはならなかった。あらゆる自律的ならびに権威主義的な組織の崩壊の下で、また、生活の維持が困難となっていくなかで、農村プロレタリアートが発生した。農村プロレタリアートの形成は、すでに14世紀には認められていた。だが、14世紀は、いまだ状況は比較的良好であった。一般的に、1日当たりの賃金は、14世紀半ばまでは上昇し続け、それ以降は下落に転じた。しかし、さしあたりこの賃金の下落は、生産物価格と家畜価格が大幅に下落することで相殺された。しかるに、その後、時が経つにつれて、特に15世紀末に、非常に憂慮すべきほどまでに状況は悪化したのである。これまでは、農村の土地無しプロレタリアートのみが本質的に危機的状況にあったのであるが、いまや小規模農民も脅かされ始めた。いまや農村部では、自由な所有がもはやほとんど存在しなかった。確かに、中世末期には、全耕地の半分以上は、騎士と聖職者の所有地であったといえる。そして、残りの大部分は、あまり肥沃ではない共同体所有地としてみなすことができよう。こうして、小土地所有者は、本質的に領主の土地を利用せざるを得なくなり、土地から地代などを支払った。地代は、土地〔の改良〕にはほとんど寄与しなかった。より大きな経済的困難に対する抵抗力は弱くなっていった。しかし、いまや中世末期にはすでに、また16世紀の第1四半世紀にはよりいっそう、穀物価格が異常なまでに下落し、ここにおいてまさに小土地所有者が重大な危機に直面した。農民はこれらに耐えることができなかった。領域国家があまり成長していなかったために、強力な有機的な措置を通じて農民を援助することができなかった。持続する騒乱は、無力な人びとを襲った。また、これによって、かつての無産労働者の不平とともに農民の要求が一体化された。こうして、15/16世紀転換期における農民反乱および農民戦争の、陰鬱な時代が胚胎されることとなったのである。

近世初期には、領域国家の将来に対する見通しも、それほど有望なものではなかった。ドイツの諸領域の最初の全盛期が、ほぼ一般的には14世紀前半であると立証されたとしても、こ

の時代以降、ほとんどのラントにおいて、従来の発展から想定され得たほどには、諸侯の資力が増大することはなかった。なかんずく金融が、数世代にわたる多くの不安を引き起こした。14世紀半ばに、相当程度にユダヤ人保護から引き出されてきた、並外れた収入が失われた。1349年の残虐行為〔大規模なユダヤ人迫害〕以降に破壊されたユダヤ人の資本力は、それ以前のように再び高く評価されることはほとんどなかった。しかし、他面では、領域権力の課題が拡大することで、また持続的な戦争状態へと先鋭化した、領域と都市の間の対立によって、年々、支出が増大した。こうして、ほとんどの領域は、15世紀前半には、絶望的なまでの負債を抱えることになった。ランデスヘル破産は、もはや稀ではなかった。このような耐えがたい状況から抜け出すために、唯一の手段が出現した。すなわち諸身分の召集である。このような召集は、しぶしぶ了承された。こうして、すでに14世紀には完全に否定し得ることが望まれていた、かの政治的自立性が、領域の上層にいる社会階層に移譲された。すなわち、領域における諸身分による支配の時代を迎えることになる。そして、ドイツ諸侯は、専制絶対主義の基盤形成という彼らの本源的な目的から、恐らくそれまで以上に、遠く乖離していったように思われる。しかし、事態はまさに次のようであったと思われる。すなわち、後期中世に、ランデスヘル支配が拡大し、また国家の発展のなかでヴォールファールトという新たな理想が確立されたように、きたるべき絶対主義の強力な萌芽は存在し続けた。そして、克服されるべきあらゆる困難が存在したにもかかわらず、ついにはこうした萌芽から、17/18世紀の無制限的専制が誕生したのである。

監訳者あとがき

本稿は、Karl Lamprecht, *Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. Untersuchungen über die Entwicklung der materiellen Kultur des platten Landes auf Grund der Quellen zunächst des Mosellandes*, Leipzig 1885-1886 の「結語Schluß」(S. 1485-1527) を訳出したものである。本文中の () は著者本人による補足を、また、〔 〕 は訳者による補足を示している。一般に馴染みの薄い人名や概念などには、当該語句の直後に原綴を補った。また原註については、原典と同じく、通し番号の無い脚注として当該頁に組み入れた。

著作の結論部分のみを取り上げて翻訳することはあまり一般的ではないが、本書の「結語」については、例えば 1974 年に編纂されたランプレヒトの『論文選集』¹ に単独の「論文」として収録されており、また同『選集』の序文では、ランプレヒト自身もこの「結語」を抜き刷りの形で配布した事実が指摘されている。そのため、本稿でもあえてこの部分のみを訳出した次第である。

『中世におけるドイツの経済生活』は、第 1 編「叙述」(2 冊)、第 2 編「統計史料集及び史料解題」、第 3 編「史料集」からなる 3 編 4 冊構成の約 3,000 頁にも及ぶ、文字通りドイツ中世経済史の記念碑的な大著である。内容の詳細については原典にあたっただけしかないが、第 1 編「叙述」の構成は次の通りとなっている。

第 1 部 フランク部族法に則った法と経済

第 2 部 モーゼル地域の歴史的発展経過における土地と住民

第 1 章 モーゼル地域の自然と歴史

第 2 章 森林の成長と新開墾地

第 3 章 定住の進展と人口

第 3 部 ラント諸団体と自律的ゲノッセンシャフト的経済体制の発展

第 1 章 予備知識

第 2 章 国家的諸団体の発展——特に裁判官区の発展とその聖界諸団体との関連——

第 3 章 経済団体の形成

第 4 部 農業体制

第 1 章 フーフエ体制

第 2 章 アルメンデの拡張

第 3 章 ゲヘーファーシャフト

1 Karl Lamprecht, *Ausgewählte Schriften zur Wirtschafts- und Kulturgeschichte und zur Theorie der Geschichtswissenschaft. Mit Vorwort und literarischen Bemerkungen von Herbert Schönebaum*, Aalen 1974.

第5部 土地改良の発展

第1章 アルメンデ経営

第2章 個別経営

第3章 開墾全体に占める土地利用の位置づけ

第6部 大土地所有の経済機構

第1章 大土地所有の形成とその特質

第2章 大土地所有の統治機構

第3章 大土地所有経済体制の変容と12/13世紀における自由な土地利用の興隆

第7部 半国家的支配の形態及び社会階層分化の酵素としての領主権及びフォークタイ

第1章 領主権

第2章 フォークタイ

第3章 主に農村労働諸階級における社会階層分化について

第8部 ラント支配の発展史について

第1章 領域国家の形成

第2章 ラント高権

第3章 ラント統治

第9部 結語

ランプレヒトの研究業績やその歴史観を理解する上では、1940年代初頭に上原専禄によって執筆された2つの論考が今だに貴重な手がかりとなる²。すでによく知られているように、上原の師・三浦新七はライプツィヒ大学において長年ランプレヒトに師事し、彼の主宰する文化史・世界史研究所Institut für Kultur- und Universalgeschichteで助手として勤務する経験を有していた³。このこともあって、ランプレヒトに関する上原の考察は詳細をきわめ、かつすぐれて内在的な洞察に満ちたものとなっている。ここでは屋上屋を重ねることなく、主として上原の議論に即して、『中世におけるドイツの経済生活』の位置づけを簡単に辿ってみよう。

上原は、ランプレヒトの研究人生を4つの局面に分ける。すなわち、博士学位請求論文『11世紀におけるフランスの経済生活』を書き上げた1878年までの第1期、『中世におけるドイツの経済生活』を執筆した1890年までの第2期、次いで、先史時代から同時代に至るドイツ史の展開を独自の社会心理的観点から把握しようとする主著『ドイツ史』の構想をまとめ上げた1903年までの第3期、そして、『ドイツ史』で培った方法論をドイツ一國史から世界史へと昇華させようとした第4期である⁴。

2 上原専禄「カール・ラムプレヒトと経済史研究」『一橋論叢』第8巻第2号（1941年8月）、同「カール・ラムプレヒトの生涯とその業績」『東京商科大学研究年報 経済学研究』第7号（1942年3月）。

3 三浦新七とランプレヒトの関係については村松恒一郎「三浦新七先生とカール・ランプレヒト」『一橋論叢』第22巻第1号（1949年7月）に詳しい。また、上原専禄の研究および、上原と三浦の関係については、土肥恒之『西洋史学の先駆者たち』中公叢書、2012年の第4章を参照のこと。

4 この時期区分については、上原「カール・ラムプレヒトの生涯とその業績」を参照のこと。

ランプレヒトは、経済史研究によって歴史家としてのキャリアの幕を開いたのであり、その代表作が『中世におけるドイツの経済生活』であった⁵。上原は、本書の「基本観照」として、経済のみならず法制、社会、政治の各領域を統合する「統一的総体現象としての物的文化の概念」を確立したこと、「地誌学的・統計学的方法」を広範囲に活用したこと、そして方法論の問題として「歴史研究と歴史記述の峻別」を図ったこと、以上の3点をあげている。この「基本観照」の下、カエサル、タキトゥスの時代から中世末期に至るおよそ一千年以上のきわめて長大なスパンにわたるモーゼル地域の緻密な実証分析が展開される。だが、本稿「結語」を一読すればわかるように、そこから得られた知見は、モーゼル地域の個別性の解明にとどまることなく、ドイツ中世経済史の一般像へと普遍化されていく⁶。

上原によれば、本書の刊行はランプレヒトをして、「単にドイツ学界においてのみならず、全世界のそれにおいて断然重きをなさしめ、経済史家たるの印象を抜くべからざるものたらしめた」⁷。そして、文化史が前景に出てくる第3期に入っても、物的文化と精神文化の一元的把握による社会心理現象を考究する上で、前者の物的文化の理解に不可欠な経済史研究は、「新しき文化史研究の有機的一翼」⁸として枢要な役割を果たした。ランプレヒトは、「その研究生活の実に全期に涉って、経済史研究に努力」⁹し続けたのである。

だが、日本におけるランプレヒトの名は、経済史研究者としてよりも、むしろ旧来の政治史中心の「歴史主義」に対して「方法論争」を挑んだ文化史研究者として知られている。このことは、これまで翻訳されてきたランプレヒトの著作が、和辻哲郎訳『近代歴史学』岩波書店、1919年（*Moderne Geschichtswissenschaft*, 2. Aufl., Berlin 1909）、上原専禄訳『歴史的思考入門』日本評論社、1942年（*Einführung in das historische Denken*, 2. Aufl., Leipzig 1913）、宮島肇訳『近代歴史学』培風館、1946年（*Moderne Geschichtswissenschaft*, 3. Aufl., Berlin 1920）などのように、いずれも文化史をめぐる方法論や歴史哲学を論じたものであった点からもうかがいしれよう。上原も、『中世におけるドイツの経済生活』の第3の「基本観照」である「歴史研究と歴史記述の峻別」が本稿「結語」の冒頭部において提示された点に着目し、「本来歴史哲学的な文化史研究への関心が、実証的研究の完成に際して、あたかもその完成によってなほ充たされない心情の空隙をうづめるような貌で台頭したのだ」¹⁰と評し、本書についても第3期以降に展開する文化史研究との関係性のなかで捉えることの重要性を指摘している。

5 ただし、ランプレヒトが第1期の段階ですでに文化史的な方法論についても思索をめぐらしていた点上原は注意を向けている（同上、318-323頁）。

6 ランプレヒトは、ドイツ中世経済史の一般像を描く上でモーゼル地域を事例の対象に選定した理由について、同地域の地理的特質に由来する土壌と農業生産の多様性や、農村文化に対する都市および商業の影響力がきわめて少なかったこと、トリアーを中心に古代ローマ文化の影響が色濃く残っていた点などをあげている。Vgl. Karl Lamprecht, *Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter*, I. 1. Darstellung, S. 71ff.

7 上原「カール・ラムプレヒトと経済史研究」、188頁。以下、引用にあたっては、旧字体を新字体に改めた。

8 同上、193頁。

9 同上、205頁。

10 上原「カール・ラムプレヒトの生涯とその業績」、335頁。

ランプレヒトにおける経済史研究と文化史研究の不可分性に留意した上で、『中世におけるドイツの経済生活』の地域史研究としての性格そのものに注意を向けたのは、上原門下の増田四郎である。増田は第2次大戦後、近代ヨーロッパ社会に由来するさまざまな価値観や思考形態が動揺をきたすなかで、近代歴史学のあり方を批判的に再検討するとともに、「特殊ヨーロッパ的なるもの」の追求によるヨーロッパ史の再定置を図ることの重要性を説いた。こうした課題を遂行するためのツールとして着目されたのが地域史研究の方法であり、その「先覚者」の1人として数え上げられたのがランプレヒトだったのである¹¹。

ランプレヒトに対する同様の評価は、近年、ドイツ本国の地域史研究者の間でもみられる。たとえば、1998年にW. ブッフホルツによって編纂された地域史研究の史学史に関する論文集では、序章の副題に示されているように、ランプレヒトが地域史研究の出発点に設定されている。ブッフホルツによれば、それは、ランプレヒトによる、社会生活や法制、経済を包摂する「物質的文化」概念の提唱と、「地域の中で普遍性を把握」しようとする試みによって、「文化史としての地域史」の端緒が開かれたためである¹²。

本稿で取り上げた「結語」では、本論部分で展開されたモーゼル地域の歴史そのものに関する言及は非常に少ない。しかしながら、フェルカーシャフトなどの自律的な諸組織の時代に始まり、グルントヘルシャフトの時代を経て、領域国家の時代へと至る長期的な社会変動のうねりを、経済、法制、社会、文化の各領域を統合しつつ描き切った歴史叙述の諸相から、地域史研究の地平の広がりを読み取ることは困難ではなからう。

なお、訳業にあたっては、訳者の2人に下訳を作成してもらい、それを3人で読み合わせながら一文、一文、訳文を確定していった。ただ、ランプレヒトの文章は難解をきわめ、われわれ3人の手に余る箇所も多々あった。そのため、農村史に関する専門用語については本学名誉教授の藤田幸一郎先生に、ラテン語の表現については本学経済学研究科の大月康弘先生に、また本文中の微妙な言い回しやニュアンスについてはドイツ語ネイティブの立場から畏友シュテファン・メルテンスStephan Mertens氏にそれぞれご示教をたまわった。ここに記して、ご厚情に心より感謝申し上げたい。

2014年12月25日

森 宜人

11 増田四郎「地域史研究の効用と限界」『一橋論叢』第47巻第3号（1962年3月）、242頁。増田の地域史論については、増田四郎『地域の思想』筑摩書房、1980年、同『社会史への道』日本エディタースクール出版部、1981年なども参照のこと。

12 W. Buchholz, "Vergleichende Landesgeschichte und Konzepte der Regionalgeschichte von Karl Lamprecht bis zur Wiedervereinigung im Jahre 1990", in: ders. (Hg.), *Landesgeschichte in Deutschland. Bestandsaufnahme-Analyse-Perspektive*, Paderborn u. a. 1998, S. 11-60.

森 宜人

(一橋大学大学院経済学研究科准教授)

東風谷太一

(東京外国語大学大学院総合国際学研究科博士後期課程)

志田達彦

(一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程)

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 70*

発行所 東京都国立市中 2-1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 2015年3月31日

印刷所 新宿区新小川町 3-9

(株) 平河工業社

